

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2026年3月27日
【事業年度】	第22期（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）
【会社名】	r a k u m o株式会社
【英訳名】	rakumo Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長グループCEO 清水 孝治
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番地
【電話番号】	050-1746-9891（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 石曾根 健太
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町三丁目2番地
【電話番号】	050-1746-9891（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役CFO 石曾根 健太
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

## 第一部【企業情報】

## 第1【企業の概況】

## 1【主要な経営指標等の推移】

## (1) 連結経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	963,779	1,096,831	1,295,450	1,443,455	1,830,057
経常利益 (千円)	221,619	225,500	296,851	375,558	428,274
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	188,748	184,552	196,434	253,026	272,306
包括利益 (千円)	198,630	194,588	201,368	260,486	268,002
純資産額 (千円)	947,950	1,152,489	1,365,189	1,634,497	1,887,017
総資産額 (千円)	1,517,087	1,776,603	2,670,417	3,035,451	4,170,937
1株当たり純資産額 (円)	166.44	200.47	235.28	280.16	320.48
1株当たり当期純利益 (円)	33.68	32.34	34.10	43.76	46.81
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	32.11	31.44	31.24	38.77	42.02
自己資本比率 (%)	62.5	64.9	50.9	53.6	44.8
自己資本利益率 (%)	22.7	17.6	15.6	16.9	15.6
株価収益率 (倍)	39.94	27.71	33.81	20.79	21.40
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	286,067	275,026	351,732	463,423	510,975
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	53,422	92,266	357,872	70,781	1,579,559
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	11,217	47,290	455,610	3,701	606,486
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	1,239,793	1,384,056	1,837,942	2,233,248	1,767,739
従業員数 (人)	87	95	96	84	124
(外、平均臨時雇用者数)	(4)	(4)	(3)	(3)	(6)

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は年間の平均人員を( )内にて外数で記載しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第18期	第19期	第20期	第21期	第22期
決算年月	2021年12月	2022年12月	2023年12月	2024年12月	2025年12月
売上高 (千円)	963,779	1,054,168	1,138,919	1,230,532	1,428,164
経常利益 (千円)	199,683	232,731	266,758	328,344	415,051
当期純利益 (千円)	167,961	186,403	185,772	232,876	292,467
資本金 (千円)	385,260	390,235	392,469	396,884	400,629
発行済株式総数 (株)	5,695,500	5,748,900	5,773,200	5,809,600	5,829,500
純資産額 (千円)	859,684	1,056,037	1,253,196	1,495,141	1,771,816
総資産額 (千円)	1,431,923	1,659,345	2,417,307	2,734,838	3,758,468
1株当たり純資産額 (円)	150.94	183.70	215.88	256.17	300.71
1株当たり配当額 (円)	-	-	-	6.00	9.00
(うち1株当たり中間配当額) (円)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
1株当たり当期純利益 (円)	29.97	32.66	32.25	40.28	50.28
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	28.58	31.75	29.55	35.68	45.13
自己資本比率 (%)	60.0	63.6	51.6	54.4	46.6
自己資本利益率 (%)	22.1	19.5	16.1	17.0	18.0
株価収益率 (倍)	44.88	27.43	35.75	22.59	19.93
配当性向 (%)	-	-	-	14.9	17.9
従業員数 (人)	46	51	57	53	61
(外、平均臨時雇用者数)	(3)	(3)	(3)	(3)	(5)
株主総利回り (%)	74.1	49.4	63.6	50.5	56.1
(比較指標：東証グロース市場250指数) (%)	(82.6)	(61.0)	(59.0)	(53.8)	(56.4)
最高株価 (円)	2,520	1,369	1,385	1,519	1,399
最低株価 (円)	1,135	820	853	697	723

(注) 1. 1株当たり配当額及び配当性向については、第18期から第20期まで無配のため記載しておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、平均臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は年間の平均人員を( )内にて外数で記載しております。

3. 最高株価及び最低株価は、2022年4月4日より東京証券取引所グロース市場におけるものであり、それ以前は東京証券取引所マザーズ市場におけるものであります。

4. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第19期の期首から適用しており、第19期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

## 2【沿革】

年月	概要
2004年12月	東京都渋谷区において株式会社日本技芸を設立 Web関連システム・サービスの受託開発ビジネスを開始
2007年5月	東京都新宿区に本社移転
2010年4月	グループウェア『rakumo』シリーズ第1号、Googleカレンダーをリデザインした『rakumoカレンダー』のサービス提供を開始
2010年8月	社内外の連絡先を一元管理できる共有アドレス帳『rakumoコンタクト』をリリース
2011年5月	申請・承認・回覧などの機能を有した電子稟議システム『rakumoワークフロー』をリリース
2011年5月	東京都渋谷区に本社移転
2012年7月	出退勤打刻機能を有した『rakumoタイムレコーダー』をリリース
2012年8月	Salesforceカレンダーと連携した『rakumoソーシャルスケジューラー』をリリース
2013年7月	掲示板型情報共有ツール『rakumoボード』をリリース 10万ライセンスを達成
2013年8月	ネットイヤーグループ株式会社による当社連結子会社化
2014年2月	東京都中央区に本社移転
2014年11月	クラウド型経費精算ソリューション『rakumoケイヒ』をリリース
2015年1月	20万ライセンスを達成
2015年11月	rakumo株式会社に商号変更
2015年12月	30万ライセンスを達成
2016年5月	SalesforceカレンダーとGoogleカレンダーの双方向同期を可能とする『rakumo Sync』をリリース
2017年5月	40万ライセンスを達成
2017年8月	ネットイヤーグループ株式会社との資本関係解消
2017年9月	50万ライセンスを達成
2017年11月	東京都千代田区に本社移転
2018年4月	AOI Systems Vietnam Co., Ltd.の全持分を取得し連結子会社化、RAKUMO COMPANY LIMITED(ベトナム)に商号変更 60万ライセンスを達成
2019年5月	70万ライセンスを達成
2019年7月	多様な勤務形態に対応した勤怠管理システム『rakumoキンタイ』をリリース
2020年9月	東京証券取引所マザーズに株式を上場
2020年10月	80万ライセンスを達成
2021年4月	90万ライセンスを達成
2022年4月	東京証券取引所の市場区分見直しにより、東京証券取引所マザーズからグロース市場に移行
2022年5月	100万ライセンスを達成
2022年6月	株式会社gambaの全株式を取得し連結子会社化
2022年12月	110万ライセンスを達成
2023年7月	株式会社アイヴィジョンの全株式を取得し連結子会社化
2024年3月	120万ライセンスを達成
2025年4月	株式会社パソナとの業務提携契約の締結
2025年5月	人材管理・採用支援ソリューション『aloop』をリリース
2025年7月	株式会社スタートレの全株式を取得し連結子会社化
2025年8月	株式会社エージェントシェアの全株式を取得し連結子会社化
2025年9月	AvePoint Japan株式会社との業務提携契約の締結
2025年9月	Microsoft 365 市場における新シリーズ『rakumo カレンダー for Microsoft 365』、『rakumo コンタクト for Microsoft 365』をリリース

### 3【事業の内容】

当社グループは、当社（rakumo株式会社）及び連結子会社5社（RAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）、株式会社gamba、株式会社アイヴィジョン、株式会社スタートレ、株式会社エージェントシェア）により構成されており、『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、企業の業務の生産性向上に貢献するサービスを提供すべく、事業を展開しております。

当社グループの主要サービスは、(1) 当社ライセンスサービス（\*1）の開発・提供、他社ライセンスサービスの提供及び当社ライセンスサービスの導入支援を行う「rakumoサービス」、(2) グループ会社のライセンスサービスの開発・提供及びベトナムを拠点に受託開発及びラボ型のシステム開発等を行う「その他サービス」であります。なお、当社グループは、ITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

また、\*の用語については後記「用語の定義、解説」をご参照ください。

#### (1) rakumoサービス

企業向けグループウェア製品「rakumo」の開発・販売、rakumoサービスの導入支援等のソリューションサービスのほか、他社ライセンスの代理店販売を実施しております。

グループウェア（\*2）とは、企業など組織内のコンピューターネットワークを活用し、組織メンバーのコミュニケーション円滑化や情報共有、業務効率化等を支援するためのソフトウェアであります。

「rakumo」は、当社グループが企画・開発を手がける企業向けグループウェアにおけるサービス群の総称であり、カレンダーや勤怠管理、経費精算、稟議申請等の各種機能を有しております。rakumoの名称は、ユーザーがサービスをより楽に利用するための「楽（らく）」と、「雲（＝クラウド）」をかけたものであります。

なお、rakumoは、SaaS（Software as a Service（\*3））と呼ばれる方式でサービスを提供しております。これは、ユーザー側でソフトウェアを保有するのではなく、サービス提供側がクラウド（\*4）上でソフトウェアの機能を提供し、ユーザーはインターネット経由でサービスを利用する形態であります。

#### 提供サービス

##### a . Google版rakumo

Google版rakumoは、Google社が提供するグループウェア「Google Workspace（\*5）」と連携し、機能拡張したアドオンツールとして提供しております。Google Workspaceは一般ユーザー向けに提供が開始されたこともあり、rakumoでは、企業がGoogle Workspaceを利用する際に不足する機能の補完や、より使いやすい画面の設計、より便利にご利用いただける機能を提供しております。

各サービス名及び概要は次のとおりです。

サービス名	概要：機能等
rakumoカレンダー	共有カレンダー： Googleカレンダーとの連携、会議室・設備予約、ケイヒ・キンタイ・コンタクト・ボード連携
rakumoコンタクト	共有アドレス帳： 社員名簿、顧客・取引先情報管理、Gmailとの連携、カレンダー連携
rakumoワークフロー	電子稟議システム： 豊富な承認経路設定、柔軟な申請フォーム作成、ケイヒ・キンタイ連携
rakumoボード	電子掲示板： コメント・リアクション機能、回覧板、アクセス設定、カレンダー連携
rakumoケイヒ	経費精算システム： 運賃・乗換情報連携、定期区間設定、カレンダー・ワークフロー連携
rakumoキンタイ	勤怠管理システム： 柔軟な勤務形態設定、ICカード・Web打刻対応、カレンダー・ワークフロー連携

##### b . Salesforce版rakumo

Salesforce版rakumoは、セールスフォース社の営業支援サービスであるSales Cloudなどのサービスと連携し、主に営業担当者の予定調整業務負荷を軽減します。

サービス名	機能等
rakumoソーシャルスケジューラー	共有カレンダー： Salesforceカレンダーとの連携、取引先・商談データ等との紐付け
rakumo Sync	カレンダー同期サービス： GoogleカレンダーとSalesforceカレンダーの双方向同期サービス

##### c . Microsoft 365版rakumo

Microsoft 365版rakumoは、日本では大手企業を中心に幅広く利用されている「Microsoft 365(\*6)」と連携し、機能拡張したアドオンツールとして提供しております。rakumoシリーズの特徴である、誰もが直感的に使い、業務効率や生産性向上につながるツールとしてご利用いただけます。

サービス名	機能等
rakumo カレンダー	共有カレンダー： Outlookカレンダーとの連携、会議室・設備予約、コンタクト連携
rakumo コンタクト	共有アドレス帳： 社員名簿、顧客・取引先情報管理、カレンダー連携

(注) 2026年2月よりrakumo ボードの提供を開始しております。

d．ソリューションサービス

当社ライセンスサービスの導入支援等を行っております。当社製品は、直感的に理解でき、幅広いお客様に利用しやすい操作画面やプロセスのデザインにより、原則として導入作業から運用段階まで、導入企業自ら実施いただけるよう設計しております。一方で導入企業からのご要望にお応えするため、前システムからの移行作業や、関連サービスも含めた導入時の初期設定作業、管理者や各ユーザー向けの操作説明等を実施しております。これまでのサービス開発・運用経験やノウハウを活かし、高度なIT及び業務スキルをもった当社コンサルタントにより、各種ソリューションサービスを提供しております。

e．他社ライセンスの販売

Google社のGoogle Workspaceライセンス販売のほか、関連サービスの他社ライセンス販売を行っております。

rakumoシリーズ共通のコンセプトと特徴

a．導入・利用しやすい料金の実現

rakumoシリーズは、「幅広いお客様の共通業務を支援する安全かつ高品質なITサービスを、多種多様なお客様に、導入しやすいコスト・環境で提供する」という事業開始当初のミッションを実現するため、サービス提供基盤として、従来のサーバー設備投資コストと比べて低コストでの導入が可能な、Google社やセールスフォース社、Microsoft社のクラウドプラットフォームサービス（\*7）を利用しています。

また、全ユーザーが同じバージョン、同じソースコードのソフトウェアを使用するシングルインスタンス（\*8）を採用しており、当社グループでの定期的な保守・改修を可能にする一方、顧客側でも動的にカスタマイズが可能な仕組みとなっており、従来のITサービスに比べて導入・保守費用が大きく軽減でき、導入・利用しやすい料金でのサービス提供を可能としております。

各サービスはPCのみならず、スマートフォンでも利用することが可能となっております。また、サービス単体での販売に加え、複数サービスを組み合わせることにより、本来の単価の合算よりも安価にご利用いただけるパック形式での提供も行っております。なお、「rakumo for Google Workspace」の大幅アップデートや生成AIを活用した機能強化、複数の有償オプションの標準化等に伴い、2025年10月1日より、一部製品の利用料金の改定を行っております。

プロダクト名	1 ID 単価 (月額)	rakumo Basicパック	rakumo Suiteパック	
Google Workspace版	 rakumoカレンダー	200円	 月額：680円	 月額：1,100円
	 rakumoコンタクト	130円		
	 rakumoワークフロー	500円		
	 rakumoボード	300円		
	 rakumoケイヒ	300円		
	 rakumoキintai	300円		
Salesforce版	 rakumoソーシャル スケジューラー	900円		
	 rakumo Sync	400円		
Microsoft 365版	 rakumoカレンダー	300円		
	 rakumoコンタクト	200円		
	 rakumoボード	400円		

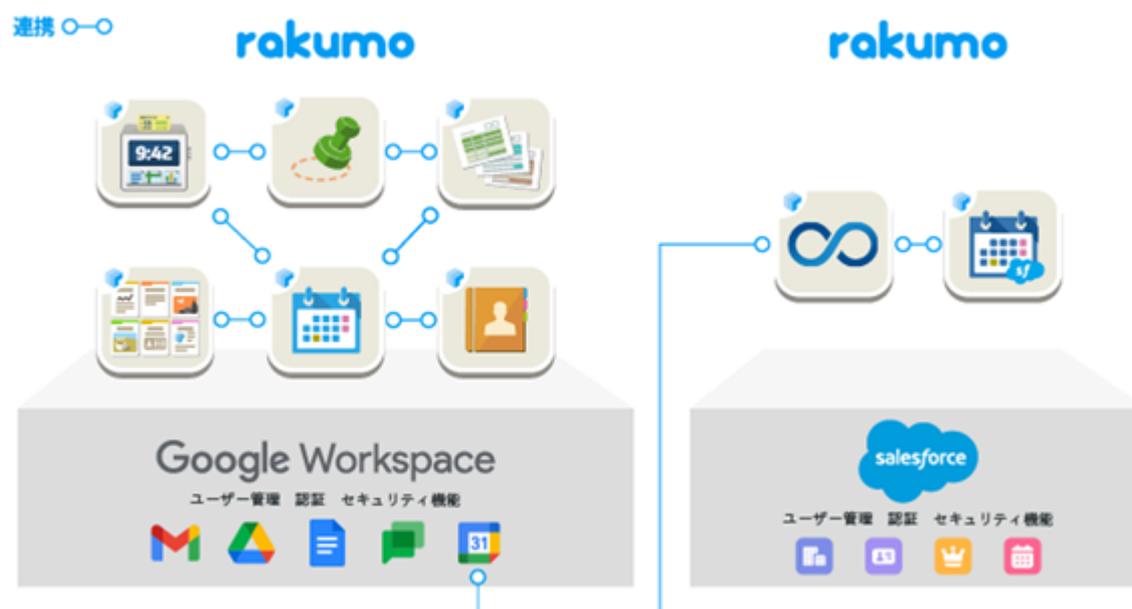
b. ユーザー体験分析を基としたサービスデザイン

お客様の業務の生産性は業務サービスの操作性と直結しているという認識のもと、専任のプロダクトデザイナーがエンドユーザーの様々な利用ケースを分析し、幅広いお客様に利用しやすい操作画面やプロセスのデザインを行っています。

c. 自社・他社サービスとの連携によるプロセスの自動化・効率化

rakumoは基盤サービスとして広く利用されるGoogle社のGoogle Workspaceやセールスフォース社のSales Cloud、Microsoft社のMicrosoft 365といったアプリケーションサービスと様々なデータや機能において連携しています。また、rakumoシリーズでは、カレンダー・経費精算・ワークフロー間の連携のように、個々のサービス同士が連携し、データを別のサービスでも利用することが可能となっております。

これらにより、企業内システムで発生しがちな、異なるITベンダーが提供するサービスを利用することによる手間の軽減、また、データをサービス間で再利用することによる重複入力の削減や入力ミスの低減、プロセスの自動化等を実現しております。



rakumoサービスのビジネスモデルについて

a. SaaS方式での容易なサービス導入の実現

従来、企業内の情報共有ツールであるグループウェアは、利用企業の自社内でサーバーや通信回線設備、ソフトウェア等を保有・運用する形態で、大企業向けが主流でありました。これらは、セキュリティ面での優位性やカスタマイズが容易といったメリットがある一方、設備調達やカスタマイズの為、導入までに一定の期間が必要であり、また、導入後もソフトウェアの改修や設備の運用コストが多額に発生する等、中小企業への導入は難しい面がありました。

一方、当社グループが採用している「クラウド」方式では、従来のようにユーザー側でサーバーやソフトウェア等の設備を利用企業側で保有するのではなく、インターネットを介してサービスを利用するため、低コストかつ短期間での導入が可能であります。

また、ソフトウェアサービスを、インターネットを介して（クラウド上で）提供し、利用者が必要な機能に必要な分だけ利用できる「SaaS」方式を採用しております。これにより、ソフトウェアの保守や機能追加等はサービス提供側で一括して実施するため、運用コストも安価であり、中小企業での導入も容易となっております。

b. サブスクリプション型リカーリングレベニューモデルによる安定性と成長性の実現

当社グループの主要サービスである「rakumo」の収益構造は、サービス料金を顧客企業の使用期間及びユーザー数に応じて定期定額契約（サブスクリプション（\*9））として課金することで、継続的な収益（リカーリングレベニュー（\*10））を得ることができる「サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル（\*11）」となっております。

売り切り型ではなく、継続的なサービス提供を前提としており、継続的に収益が積み上がっていくストック型ビジネスとしての安定性がありながら、新規契約数の増加に伴う高い成長も目指すことができるビジネスを展開しております。

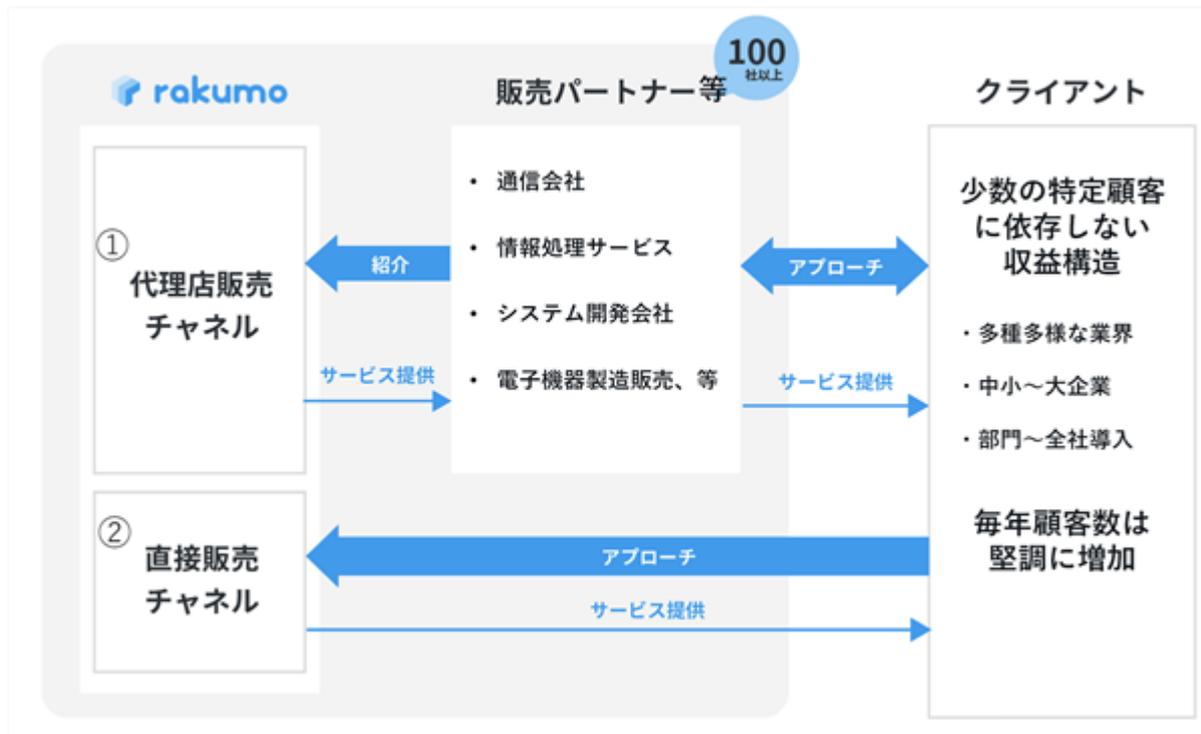
また、年間契約が主体であり、契約金額を一括前払いで回収しているため、キャッシュ・フローの観点で有利なことも特徴です。

c. Google社、セールスフォース社及びMicrosoft社のサービスとの連携

当社グループのサービスは、Google社、セールスフォース社及びMicrosoft社のサービスと密接に連携したサービスであり、それぞれのサービスをご利用いただいているお客様には、利用者の操作面や管理操作面での利便性向上、操作の効率化が可能になります。当社グループとしては、両社サービスとの連携を更に深め、また、両社の基盤を最大限に活用することにより、当社グループの事業の安定と成長に繋がられるように事業を展開していく方針であります。

d. 販売パートナー等との連携による安定性と成長性の実現

自社販売だけでなく、販売パートナー及び紹介パートナーを多数有していることも当社グループの特徴であります。2つの販売チャネルを効果的に機能させることで、導入企業数及びユーザー数の更なる増加による事業の安定性及び成長性の実現に尽力しております。



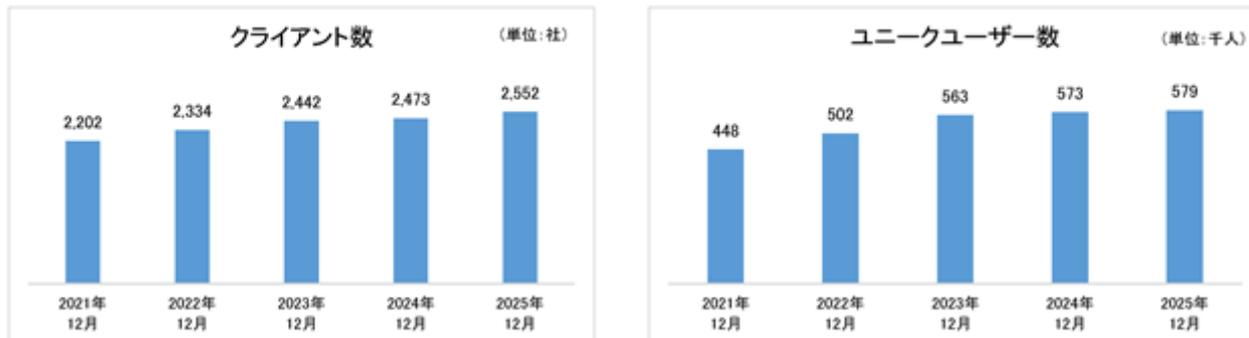
e. 継続的なサービス開発を背景としたクロスセル及び低解約率の実現

顧客のサービス利用期間における満足度を高めることが契約更新に繋がることから、当社グループでは、プロダクト開発力の強化や継続的な製品改修、顧客サポートの品質向上、定期的な新サービスのリリース等に努めております。これらの施策や販売・マーケティング施策等により、既存顧客に対しては、契約更新のみならず、他のサービスや関連商品等の購入（クロスセル）に繋げていただけるよう尽力しております。

また、導入の容易さや安価な利用料金により、着実なユーザー数の増加、高い継続率を実現しており、多種多様な業界、中小企業から大企業に至るまで2,552社（2025年12月末時点）の企業に導入いただいております。少数の特定顧客に依存しない収益構造となっております。

グループウェアの入れ替えには全社的な対応が必要となることも多く、容易に解約される性質の製品ではないと考えられ、月初売上高に対する月間解約率は低位（2025年度通期平均0.67%）で推移しております。

なお、当社グループ（連結子会社除く）のクライアント数及びユニークユーザー数の推移は以下の通りです。



(2) その他サービス  
提供サービス

a. 人材管理・採用支援ソリューションサービス「aloop」

「aloop」は、企業とアルムナイ（\*12）をつなぐ新しい人材管理ツールで、アルムナイ、リファラル、新卒・中途選考参加者、採用イベント参加者など、多様な人材を管理できる製品となっております。

b. 社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」

「gamba!」は、誰でも簡単に使える社内SNS型日報アプリであり、これまでの日報におけるムラ・ムリ・ムダを解決し、労働生産性向上（業務効率化）、個人・チームの成長、及び社内コミュニケーションの活性化を支援促進する製品となっております。

c. SmartVision IR、他

連結子会社であるアイヴィジョン社では、IR動画や会社紹介・サービス紹介動画を中心とした映像制作・配信事業を行っており、主に4つの動画関連プロダクトを開発・販売しております。

- ・IR動画配信：SmartVision IR
- ・会社説明・サービス説明等：SmartVision
- ・企業向け映像eラーニング：SmartVision MEL
- ・採用向け動画配信：SmartVision りくる

d. STARTRE CMS

連結子会社であるスタートレ社では、個人事業主や中小企業が、顧客の集客や求人を行うために効果的なホームページを独自開発したCMSを構築・提供しております。

e . AGENT SHARE、他

連結子会社であるエージェントシェア社では、人材紹介会社向けアライアンスサービス「AGENT SHARE」などHR領域で3つのプロダクト及び1つのサービスを提供し、人材に特化した各種IT事業を展開しております。

- ・人材紹介会社向けアライアンスサービス：AGENT SHARE
- ・企業と全国の人材エージェントを繋ぐ採用支援サービス：AGENT ACCESS
- ・人材紹介情報の一元管理システムサービス：AGENT MANAGER
- ・新卒採用強化型学生送客サービス：AGENT COLLEGE

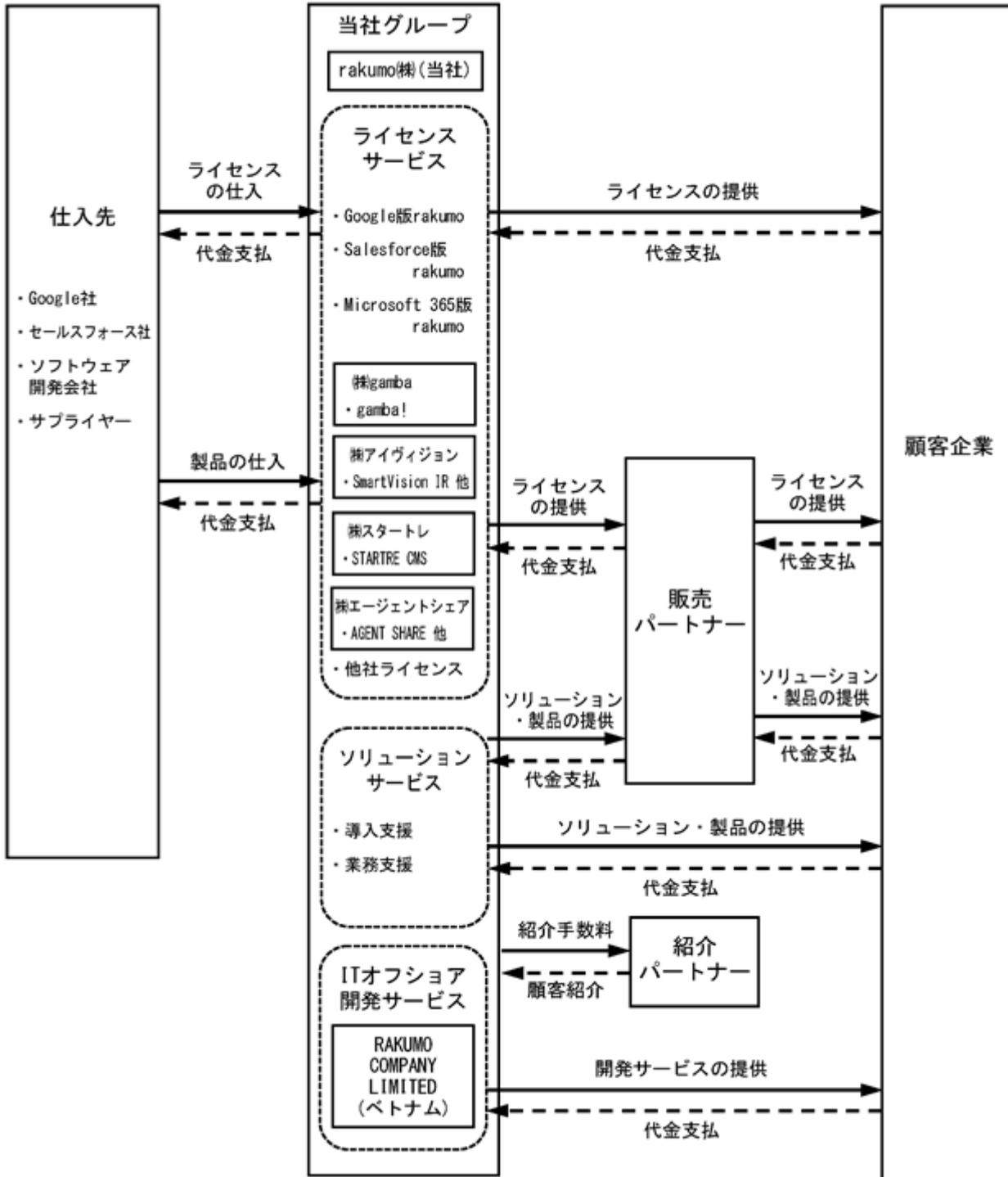
f . ITオフショア開発サービス

日本国内における各企業のIT開発部門においては、開発案件の増加や新技術の開発等により、最新のITスキルを有した人材が求められる一方、IT業界の人材供給は限られており、慢性的な人材不足に直面する等、開発コストが増加する一因ともなっております。当社グループでは、他社企業からの開発依頼にお応えするため、連結子会社であるRAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）を拠点として、受託開発及びラボ型のシステム開発等のITオフショア開発サービスを提供しております。

「ラボ型」のシステム開発では、顧客ごとに特定のエンジニアを確保し、専属のチームを組成の上、一定期間継続的に開発業務を行います。チームメンバーが固定されていることにより、企業独自の開発要件やノウハウ等の蓄積も可能となり、人材確保や人件費面以外においてもコスト削減メリットが生じます。

## [ 事業系統図 ]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



## [用語の定義、解説]

本書記載内容に対する理解を容易にするために、また、正しい理解をいただくために、本書で使用する用語の定義と解説を以下に記載します。

なお、番号は本項「3 事業の内容」の文中において\*で示した用語と対応しております。

番号	用語	用語の定義、解説
*1	ライセンスサービス	「サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル」で提供される自社グループ及び他社のライセンスビジネス。
*2	グループウェア	企業など組織内のコンピューターネットワークやインターネットを活用し、組織メンバーのコミュニケーション円滑化や情報共有、業務効率化等を支援するためのソフトウェア。
*3	SaaS	Software as a Serviceの略称。クラウドで提供されるソフトウェアサービスのこと。ユーザー側でソフトウェアを保有するのではなく、サービス提供側がソフトウェアの機能をクラウド上で提供し、インターネットを介してユーザーがサービスを利用する形態。
*4	クラウド	クラウドコンピューティングの略語で、従来のようにユーザー側でサーバーやソフトウェア等を保有するのではなく、インターネットを介してサービスを利用するもの。サーバー等の初期費用や、ソフトウェアも含めたシステム全体の開発・保守・運用負担を抑えることが可能。
*5	Google Workspace	Google社が提供するクラウド型ビジネス業務基盤ツール。
*6	Microsoft 365	Microsoft社が提供する、Word、Excel、PowerPointなどのOfficeアプリと、Teams、OneDrive、メールなどの統合型クラウドサービス。
*7	クラウドプラットフォームサービス	ネットワークやサーバー、アプリケーションサービス、データ保存等ができる基盤（プラットフォーム）を、インターネットを介して（クラウド上で）提供しているサービス。自社でこれらの設備を用意・保有する必要がなく、容易かつ即座にサービスの利用が可能。
*8	シングルインスタンス	全ユーザーが同じバージョン、同じソースコードのソフトウェアを使用する方式。
*9	サブスクリプション	ソフトウェアのライセンス契約方式においては、売買ではなく特定期間内の使用権を販売する方式のこと。料金は定額で、契約期間内においては、ソフトウェアのアップデートなどは追加料金を支払うことなく受けることが可能。
*10	リカーリングレベニュー	継続収益。リカーリングビジネスにより得られる収益のこと。リカーリングは「繰り返し返される」「循環する」という意味。リカーリングビジネスとは、一度の取引で完了するのではなく継続して取引をおこない、安定した収益を得ることができるビジネスモデル。
*11	サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル	サービス料金を使用期間やユーザー数等に応じて定期定額契約（サブスクリプション）として課金することで、継続的な収益（リカーリングレベニュー）を得るビジネスモデル。
*12	アルムナイ	企業の退職者・元社員のことを指す。中途採用の手法の一つに、退職した社員を再度雇用する「アルムナイ採用」がある。

#### 4【関係会社の状況】

名称	住所	資本金	主要な事業の内容	議決権の所有割合又は被所有割合(%)	関係内容
(連結子会社) RAKUMO COMPANY LIMITED	ベトナム国ホーチミン市	千ベトナムドン 4,165,600	ITオフショア開発	100.0	当社製品を開発している。 役員の兼任あり。
株式会社スタートレ (注)4	愛知県名古屋市	千円 10,000	その他サービス	100.0	役員の兼任あり。 資金の貸付あり。 管理業務を受託。
その他3社					

- (注) 1. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント情報の記載を省略しております。  
2. 特定子会社に該当する関係会社はありません。  
3. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している関係会社はありません。  
4. 2026年3月1日付で株式会社DEGINAに社名変更いたしました。

#### 5【従業員の状況】

##### (1) 連結会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)
124 (6)

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 従業員数が前連結会計年度末と比べて40名増加しておりますが、その主な理由は、子会社数の増加によるものであります。  
3. 当社グループは、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (2) 提出会社の状況

2025年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
61 (5)	37.5	5.8	5,500

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。  
2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。  
3. 当社は、単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

##### (3) 労働組合の状況

当社、株式会社gamba、株式会社アイヴィジョン、株式会社スタートレ及び株式会社エージェントシェアにおいて労働組合は結成されておられません。

連結子会社RAKUMO COMPANY LIMITED(ベトナム)においては、労働組合が結成されております。

なお、労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

## 第2【事業の状況】

### 1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) 経営の基本方針・経営戦略等

当社グループは『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、『次のいつもの働き方へ。』をミッションに掲げ、ビジネスを展開しております。

また、当社グループでは「情熱」「協働」「変化」という3つの行動指針を共通の価値観として大切にしながら、ITを活用し、仕事の効率化や柔軟な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

こうした経営方針のもと当社グループは、当社グループの主要なサービスである企業向けグループウェア製品「rakumo」、人材管理・採用支援ソリューションサービス「alooop」、社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」、IR動画配信サービス「SmartVision IR」、WebサイトCMS「STARTRE CMS」、人材紹介会社向けアライアンスサービス「AGENT SHARE」等の普及と、関連するサービスの提供により、企業の各組織が抱える課題を生成AIなどのテクノロジーで解決する「組織改革支援」を進めてまいります。

具体的な販売戦略としましては、販売パートナーとの関係強化を図り、当社グループ製品の販売強化を実施してまいります。また、販売パートナーとの関係強化だけでなく、業界セグメント特化型マーケティング及びBDR（Business Development Representative）を見据えたインサイドセールス体制の強化等の各種施策により、自社直接販売の強化を継続してまいります。

プロダクト開発においては、Google社、セールスフォース社及びAvePoint Japan社との関係を維持し、生成AIを含む既存製品の機能向上及び市場ニーズを踏まえた新たな製品を提供してまいります。また、カスタマーサクセスの強化により、お客様の継続的な利用、更にはクロスセル及びアップセルに注力してまいります。

以上のような施策により、新規顧客の開拓に加え、新規及び既存のお客様のサービス満足度を向上させ、高い成長性の確保と継続的な収益の確保を実現していく方針であります。

#### (2) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、持続的な成長と企業価値の向上を目指しており、主な経営指標として売上高、営業利益及び調整後EBITA（営業利益+のれんの償却費（PPAによる取得原価配分後の各種償却費を含む）+株式報酬費用+一過性のM&A関連費用（仲介費用及びDD費用等））を特に重視するとともに、適正な人員規模・人材配置による事業運営に努めております。

また、「rakumo」、「alooop」、「gamba!」、「SmartVision IR」、「STARTRE CMS」、「AGENT SHARE」等は、主に料金を顧客企業の使用期間やユーザー数に応じて定期定額契約（サブスクリプション）として課金することで、継続的な収益（リカーリングレベニュー）を得ることができる「サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル」であるため、ユーザー数、利用企業数、ストック収益の成長率及び解約率を重視しております。

#### (3) 当社グループを取り巻く経営環境

##### 企業構造

当社グループは、当社及び連結子会社5社（RAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）、株式会社gamba、株式会社アイヴィジョン、株式会社スタートレ、株式会社エーエージェントシェア）により構成されております。

当社においては、SaaSサービスとして、企業向けグループウェア製品「rakumo」の開発・販売、他社ライセンスの代理店販売等、また、ソリューションサービスとして、当社SaaSサービスの導入支援等を行っております。

株式会社gambaにおいては、SaaSサービスとして、社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」の開発・販売を行っております。

株式会社アイヴィジョンにおいては、SaaSサービスとして、IR動画配信サービス「SmartVision IR」等の開発・販売を行っております。

株式会社スタートレにおいては、WebサイトCMS「STARTRE CMS」の開発・販売を行っております。

株式会社エーエージェントシェアにおいては、人材紹介会社向けアライアンスサービス「AGENT SHARE」等の開発・販売を行っております。

RAKUMO COMPANY LIMITED（ベトナム）においては、ITオフショア開発サービスの提供や当社製品の開発を行っております。

##### 市場環境

国内における市場環境は、「労働力の減少」、「新しい働き方の定着」、「生成AI等の新技術の登場」等、大きく変化しており、組織メンバー間のコミュニケーション円滑化及び情報共有における課題が浮き彫りとなってきております。今後も生産性向上や業務効率化など、「業務のデジタル化」に資するクラウドサービスへの需要は、継続・加速するものと考えております。

なお、当社グループが主なサービスプラットフォームとして利用しているGoogle社やセールスフォース社、Microsoft社においては、当社サービスと連携の深い各社の製品・サービスであるGoogle WorkspaceやSales Cloud、Microsoft 365の利用者数が年々増加しており、市場規模は継続的に拡大しております。

こうした環境を踏まえると当社グループは、多種多様なお客様のニーズに対応できるラインナップを保持していると認識しており、今後の更なる知名度向上に伴い、当社グループのサービスに対する需要も益々拡大していくものと考えております。

#### 競争優位性

当社グループの主要なサービスである「rakumo」は、ビジネスモデルの主な特徴として以下のような点が挙げられ、当該事項は当社グループの競争優位性に繋がっております。

- a．世界的なクラウドプレーヤーが提供するプラットフォーム上でのビジネス展開
    - ・世界的な信用力・知名度
    - ・市場の継続的な拡大
    - ・参入障壁（プラットフォームの仕様に合わせた製品開発及びメンテナンスの必要性）
  - b．2つの販売チャネルによる「rakumo」の拡販
    - ・100社以上の販売パートナー等との関係
    - ・インバウンド及びアウトバウンドの両軸での自社販売チャネルの確立
  - c．多種多様なプロダクトの提供及び開発力
    - ・3つのプラットフォーム上でのサービス展開
    - ・多くのクライアントのニーズに対応可能な複数プロダクトの提供
    - ・複数プロダクトを保持していることによるクロスセルの実現
  - d．強固な顧客基盤（業種規模を問わず、多種多様な多くのクライアントへのサービス提供）
- 詳細は、「第1 企業の概況 3 事業の内容 (1) rakumoサービス」をご参照ください。

#### 顧客基盤及び販売網

「rakumo」は、導入・利用しやすい料金の実現やユーザー体験分析をもととしたサービスデザイン、自社・他社サービスとの連携によるプロセスの自動化・効率化等により、業種・規模を問わず、多種多様な約2,600社のクライアントへサービスを提供しております。

また、販売網に関しては、インターネットマーケティングの活用による、ネット経由でのクライアントからの直接アプローチを主体とした自社販売に加え、Google WorkspaceやSales Cloud等の代理店として販売する企業を中心に、100社以上の販売パートナー及び紹介パートナーを有しております。この2つの販売チャネルを効果的に機能させることで、導入企業数及びユーザー数の更なる増加による事業の安定性及び成長性の実現に尽力しております。

#### (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

既存サービスの強化による顧客満足度の向上と販売の拡大

当社グループの主要サービスである「ライセンスサービス」が今後も継続的な成長を果たしていくためには、より幅広い業種・業態の顧客に選ばれるとともに、継続的に支持される必要があると考えております。そのためには、当該サービスの優位性となっているユーザビリティ（使いやすさ）の維持・向上が不可欠であると認識しております。

今後も顧客ニーズの変化を迅速に把握し、継続的なユーザー・インターフェースの改善、各種機能強化及び他社製品との連携といった製品機能強化に加え、顧客サポートの品質向上等により、市場優位性の保持に努めてまいります。

#### 販売パートナーとのリレーション強化

当社グループの主要製品である「rakumo」は、2010年のサービス提供開始時から販売パートナーとの関係構築を進めており、現在ではGoogle WorkspaceやSales Cloud、Microsoft 365を販売する企業を中心に100社以上の販売パートナー等を有しております。これら販売パートナーとの関係は、当社グループのサービス展開における優位性となっております。

今後も市場拡大が見込まれる中、当社グループが更なる成長を果たしていくためには、販売体制の強化及び知名度の向上が重要であると認識しております。そのため、販売パートナーの新規開拓及び既存パートナーの深耕により、販売体制の強化を図ってまいります。また、販売パートナーがより当社製品を販売しやすくなるよう、展示会やセミナー等を実施するほか、個々の主要販売パートナーに合わせた対応を行ってまいります。

#### 自社販売体制（マーケティング含む）の更なる強化

当社グループは、主要製品である「rakumo」サービスが、Google WorkspaceやSales Cloud、Microsoft 365といったサービスとの連携の中で提供されるという性質上、Google社、セールスフォース社及びMicrosoft社の顧客に向けたマーケティング・販売施策を主に実施しております。今後の更なる顧客認知と販売機会の獲得に向けて、現在実施しているインターネットマーケティングやイベント出展のほか、業界セグメント特化型（教育機関、自治体、建設業、医療等）マーケティング施策（Google Workspace導入企業データベースを活用したピンポイントでのクライアント開拓、自治体向けホワイトペーパーの展開等）等、幅広い顧客に対する施策を検討してまいります。

また、これまでに獲得した顧客リード（見込み客）のうち、すぐには商談につながりにくいリードについては、商談につなげるための対策を十分に実施できておらず販売機会を逃すこともありましたが、マーケティングオートメーションの活用等により、顧客の検討意向を上げる情報提供を積極的に行ってまいります。

加えて、M & A等を通じて獲得した製品及び販売網を利用し、当社グループ全体として、クロスセル（複数製品販売）に取り組んでまいります。

#### 継続的な新サービスの提供及び投融資

当社グループが競争優位性を確保しながら持続的に成長するためには、前述した既存サービスの強化に加え、提供するサービス領域を拡大し、付加価値を高めていくことが重要であると考えております。

新サービスの開発や投融資（M & A）等を通じて、既存のGoogle WorkspaceやSales cloud、Microsoft 365上でのサービス強化に加え、プラットフォーム非依存のビジネスSaaS領域（情報・コミュニケーション系）や現在注力しているHR領域への展開によるビジネス拡大を企図しております。これらにより、当社グループ提供サービスのビジネスインフラとしての価値向上に努めるとともに、収益基盤の強化にも注力してまいります。

#### 優秀な人材の継続的な採用と育成

当社グループの持続的な成長のためには、多岐にわたる経歴を持つ優秀な人材を多数採用し、営業体制や開発体制、管理体制等を整備していくことが重要であると捉えております。当社グループのビジョン及び事業方針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材を採用していくために、積極的な採用活動を進めるとともに、高い意欲を持って働ける環境や仕組みの構築に引き続き取り組んでまいります。

#### PMIの徹底による事業シナジーの早期創出

グループ拡大に伴い増大するのれん償却費に対し、既存事業との統合プロセス（PMI）を迅速かつ確実に実行することが重要な課題であると認識しております。各拠点の経営リソースの共有化やコストシナジーの創出を加速させ、償却費負担を上回る利益成長を実現することで、財務体質の健全性を維持しつつ、持続的な企業価値の向上を図ってまいります。

#### 財務基盤の安定性と資金調達能力の維持

M&Aに伴うのれん償却費の増大は、会計上の利益水準に影響を及ぼし、一部の借入契約に付されている財務制限条項に抵触するリスクを内包しております。当社グループは、収益力の向上による利益確保を最優先とし、条項の遵守を徹底するとともに、主要取引金融機関との密接なコミュニケーションを通じて、機動的かつ安定的な資金調達体制を維持してまいります。

## 2【サステナビリティに関する考え方及び取組み】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

### (1) ガバナンス

当社グループにおいては、サステナビリティ関連のリスク及び機会を監視し、管理するためのガバナンスに関しては、コーポレート・ガバナンス体制と同様となります。

詳細は、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由」に記載のとおりです。

### (2) 戦略

当社グループは『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、『次のいつもの働き方へ。』をミッションに掲げ、ビジネスを展開しております。

また、当社グループでは「情熱」「協働」「変化」という3つの行動指針を共通の価値観として大切にしながら、ITを活用し、仕事の効率化や柔軟な働き方を実現する製品やサービスの開発・提供に取り組んでおります。

当社グループの持続的な成長や企業価値向上を実現するためには、人材は最も重要な経営資源であると考えており、優秀な人材の採用・育成、社内コミュニケーションの活性化、社内環境整備・人材の多様性確保に積極的に取り組んでおります。

優秀な人材の確保に関する取組み	必要人材の定義・採用計画の立案・実施により、当社グループのビジョン及び事業方針に共感し、高い意欲を持った優秀な人材の採用に努めており、リファラル採用やアルムナイ採用にも力を入れております。また、社員に対する各種サポート制度の充実を図っております。
人材の育成に関する取組み	成果評価制度は、従業員一人ひとりの自律的な成長を支援するため、2026年度より目標管理評価制度に一本化し、等級制度を導入いたしました。また、外部研修の活用や資格取得支援制度の運用、社内勉強会の充実、企業交流会への参加、グループ横断的な人事登用等により、人材の育成に努めております。
社内コミュニケーション活性化に関する取組み	一人ひとりが活躍できる組織風土づくりとして、当社グループのビジョンや事業方針・業績・情報共有等を目的に「月例会」や「四半期会」を実施しております。また、社内部活動やグループ懇親会等の実施により、社員交流の機会を醸成しております。
人材の多様性確保のための取組み	従業員の働き方については、多様な価値観やライフスタイルの変化に合わせて働くことができるよう、フレックスタイム制度や裁量労働制、リモートワーク制度（在宅ワーク及びモバイルワーク）の導入、記念日休暇、在宅保育制度、育児/看護休暇補助制度等の整備を行っております。また、定期的なサーベイの実施により、従業員のエンゲージメント向上及び人材力の強化を図っております。

### (3) リスク管理

当社グループではサステナビリティ関連のリスクを、その他経営上のリスクと一体的に監視及び管理しております。

当社は、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社を取り巻く様々なリスクへの発生防止や対応等、必要な措置を行うため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定しております。

また、リスク・コンプライアンス委員会を年2回開催し、具体的な検討事項を各部門にて対応の上、重要なリスクについては、その内容を取締役に報告しております。当社に大きな影響を及ぼすリスクに対しては、リスク・コンプライアンス委員会主導のもと、適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に努めております。

### (4) 指標及び目標

当社グループは、上記「(2) 戦略」に記載した方針に基づき、人材の育成・強化のみならず、社員が心身ともに健康で活躍できる職場環境の整備等に取り組むことで、持続的な成長や企業価値向上に努めており、具体的な指標及び目標については次のとおりです。

#### 資格取得支援制度による資格取得数

当社の主要プロダクトはGoogle Workspace、Sales Cloud及びMicrosoft 365上で提供されるものであり、Google、Salesforce及びMicrosoft 365の認定資格がプロダクト開発力、営業及びサポート対応品質に大きく貢献するため、当該認定資格の取得状況を把握し、受験料の補助や資格手当の拡充により、開発力、営業及びサポート

対応品質の強化に努めております。中長期的な目標として、プロダクト開発やサービス提供に係る全員の取得を目指します。

指標	22期
Google、Salesforce及び Microsoft 365認定資格保有者数	18人

(注) 提出会社においては各種取組みを行っているものの、関係会社では行われておらず、当社連結グループ全体での記載が困難なため、提出会社を対象としております。

#### 有給休暇取得率

当社では通常の有給休暇に加えて、夏期休暇及び記念日休暇等を付与しており、ワークライフバランスの充実に取り組むために、有給休暇取得率80%を目指してまいります。

指標	22期
有給休暇取得率	72.31%

(注) 1. 有給休暇取得率の目標は、過去の実績及び政府目標を踏まえ設定しております。  
2. 提出会社及び国内関係会社においては各種取組みを行っているものの、海外関係会社では行われておらず、当社連結グループ全体での記載が困難なため、提出会社を対象としております。

当社グループでは、「(2) 戦略」に記載のとおり、人的資本の充実に係る取組みに関して、今後も検討、策定を進めてまいります。

### 3【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

各リスクが顕在化する可能性の程度や時期については、そのリスクの複雑性から明確化は難しいものの、当社グループの事業特性や発生の蓋然性等に応じて、「特に重要なリスク」と「重要なリスク」に分類しております。

また、当社グループはこれらリスクの発生可能性を十分に認識した上で、発生の回避及び発生時の対応に努める方針であります。当該リスクが顕在化した場合に当社グループの経営成績及び財政状態に与える影響については、合理的に予見することが困難であるため記載しておりません。

当社は、グループ全体のリスク管理の基本方針及び管理体制を「リスク・コンプライアンス規程」において定め、その基本方針及び管理体制に基づき、代表取締役社長を委員長とするリスク・コンプライアンス委員会で、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社グループを取り巻く様々なリスクに対して適切な管理を行い、リスクの未然防止を図っております。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(特に重要なリスク)

#### (1) 事業環境について

経営環境の変化について

当社グループはITビジネスソリューション事業を展開しており、法人を主要顧客としております。また、当社グループは主力サービスとして、法人向けグループウェア「rakumo」等を展開しており、勤怠管理や名簿管理、日報、カレンダー、経費精算、稟議申請、社内掲示板等、顧客企業が日常的に使用する機能を幅広く提供しております。グループウェアの入れ替えには全社的な対応が必要となることも多く、容易に解約される性質の製品ではないと考えられ、月初売上高に対する月間解約率は低位(2025年度通期平均0.67%)で推移しております。

また、サービス料金を顧客企業の使用期間及びユーザー数に応じて定期定額契約(サブスクリプション)として課金することで、継続的な収益(リカーリングレベニュー)を得ることができる「サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル」を採用しております。

これらにより、サービスが複数年に渡り継続して利用されることで、解約数が新規契約数を上回らない限り、収益が前年度を上回るというストック型ビジネスとしての安定性がありながら、新規契約数の増加に伴う高い成長をも目指すことができるビジネスを展開しております。

しかしながら、今後の経済情勢や景気動向の変化等により、顧客企業の情報化への投資が抑制されるような場合、新規・追加受注が想定通り進まない場合又は解約率が当社の想定を上回った場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

クラウド市場の動向について

当社グループは、法人向けグループウェア「rakumo」、人材管理・採用支援ソリューションサービス「alooop」、社内SNS型日報共有アプリ「gamba!」、IR動画配信サービス「SmartVision IR」、WebサイトCMS「STARTRE CMS」、人材紹介会社向けアライアンスサービス「AGENT SHARE」等を展開しており、主にクラウド型でのサービス提供を行っております。クラウド市場は急速な成長を続けており、当社グループは今後もこの傾向は継続するものと見込んでおり、同市場での更なる事業展開を図っていく計画であります。

しかしながら、経済情勢や景気動向の変化による企業の情報化投資の抑制や、規制の導入等予期せぬ要因によりクラウド市場の成長が鈍化するような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (2) 事業及びサービス展開について

Google社、セールスフォース社及びAvePoint Japan社との関係について

当社又はAvePoint Japan社が顧客に提供しているアプリケーションは、Google社、セールスフォース社又はMicrosoft社が提供するクラウドプラットフォーム上に構築されております。

また、当社は、グーグル・クラウド・ジャパン合同会社とGoogle Workspaceに関する再販売代理店契約を締結しており、株式会社セールスフォース・ジャパンとの間でも当社の製品と結合したソリューションの一部として、同社グループサービスの再販を可能とする契約をそれぞれ締結しております。

現時点において各社が日本から撤退する予定はなく、また、当社としては、各社と円滑な関係を維持できていると考えていることから、今後の契約関係も安定して継続するものと考えております。

しかしながら、各社の経営戦略の変更により日本でのプラットフォームの提供が廃止・停止となった場合、プラットフォームの機能に障害が発生して当社のアプリケーションに影響が生じた場合、プラットフォームに大きな機能変更が生じた場合、プラットフォームの競争優位性が失われた場合、プラットフォーム利用料及び各サービスの引上げを要求された場合、当社が解除事由に抵触したことを理由に契約を解除された場合には、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### システムトラブルについて

当社グループが顧客に提供しているアプリケーションは、クラウドという特性上、インターネットを經由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社はシステムトラブルを最大限回避すべく、企業向けクラウドプラットフォームとして信頼されているGoogle社が提供するクラウドプラットフォーム、セールスフォース社が提供するクラウドプラットフォーム及びMicrosoft社が提供するクラウドプラットフォーム上にアプリケーションを構築しております。

しかしながら、自然災害や事故、プログラム不良、不正アクセス、その他何らかの要因により予期しえないトラブルが発生し、大規模なシステム障害が起こるような場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### 情報管理体制について

当社グループは、提供するサービスに関連して多数の顧客企業に関する情報や個人情報を取り扱っております。これらの情報資産の保護や漏洩リスクを回避するため、情報セキュリティ基本方針を定め、関連規程を整備・運用しております。

しかしながら、何らかの理由により重要な情報資産の漏洩、消失、不正利用等が発生した場合、当社グループの信用失墜、損害賠償請求の発生等により、当社グループの事業活動、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

### (重要なリスク)

#### (1) 事業環境について

##### 技術革新への対応について

当社グループが属するインターネット業界においては、新技術の開発や新サービス出現のスピードが早く、顧客ニーズも早期に変化する等、変化の激しい業界となっております。当社グループでは、最新の技術動向や環境変化に関する情報収集、優秀な人材の確保や教育によるノウハウの蓄積等に積極的に取り組み、技術革新や顧客ニーズの変化に迅速に対応できるよう努めております。

しかしながら、何らかの理由で技術革新や顧客ニーズへの対応が遅れた場合や、新技術への対応のため想定を超える投資が必要となった場合、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### 競合について

当社グループが事業を展開する法人向けグループウェア市場は、競合企業が複数存在しており、今後クラウド市場の普及に伴い、規模の大小を問わず競合企業の新規参入が予測されます。これら競合他社の中には、当社グループに比べ大きな資本力や技術力、販売力等の経営資源及び顧客基盤等を保有している企業が含まれます。

当社グループは、製品開発力の強化や継続的な製品改修・サービス品質の向上等により、競争力の維持に努めておりますが、競合企業や新規参入企業との競争激化により、当社グループが想定している事業展開が図れない場合等には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### ソフトウェアの減損リスクについて

当社グループでは、将来の収益獲得又は費用削減が確実であると認められた開発費用をソフトウェア(ソフトウェア仮勘定含む)として資産計上しております。このソフトウェアについて、クライアントニーズへの適切な対応を実施することにより減損を発生させないよう努める方針ですが、重大な将来計画、使用状況等の変更やサービスの陳腐化等により、収益獲得又は費用削減効果が大幅に損なわれ、ソフトウェアの減損が必要となる場合、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

##### のれん及び顧客関連資産(以下「のれん等」という。)の減損リスクについて

当社は、2022年6月に株式会社gambaの全株式を取得、2023年7月に株式会社アイヴィジョンの全株式を取得、2025年7月に株式会社スタートレの全株式を取得、2025年8月に株式会社エージェントシェアの全株式を取得し、のれん等を連結貸借対照表に計上しております。当該のれん等については、各社における将来の収益力を適切に反映しているものと判断しておりますが、今後の事業環境の変化等により、将来の収益性が低下し当該のれん等の減損が必要となる場合、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 事業及びサービス展開について

人材の確保や育成について

当社グループが継続して事業拡大を進めていくためには、優秀な人材の確保、育成及び定着が不可欠であると認識しております。そのため、継続的な人材採用や育成に加え、定着率向上に向けた各種施策を行っております。また、各外部パートナーとより強固な連携体制を構築することで、内製化とのバランスを鑑みつつ、安定的な体制を構築しております。

しかしながら、優秀な人材が必要な時期に十分に確保・育成できなかった場合や人材流出が進んだ場合等には、経常的な業務運営及び事業拡大等に支障が生じ、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

組織規模について

当社グループの連結従業員数は124名（2025年12月31日現在）であり、小規模な組織であると認識しております。現時点においては、当社グループの規模に対して適切な人員体制が構築出来ているものと考えておりますが、今後の事業拡大に応じて、人員増強、内部管理体制の充実を図っていく必要があると考えております。

しかしながら、事業の拡大に応じた人員増強が順調に進まなかった場合や内部管理体制の充実がなされなかった場合には、当社グループの事業運営、経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) その他

為替リスクについて

当社グループの在外子会社の財務諸表は現地通貨にて作成されるため、連結財務諸表作成時に円換算されることとなります。為替相場の変動による円換算時の為替レートの変動が、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、クラウドインフラ利用料等において、直接的または間接的に、外貨建てでの取引を行っております。オペレーションコストの継続的な見直し等を進めることで為替リスクの低減を図っておりますが、当初想定した為替レートと実勢レートに著しい乖離が生じた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

株式価値の希薄化について

当社は、2023年5月に第三者割当により、第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債の発行を行っております。第8回新株予約権及び第1回無担保転換社債型新株予約権付社債がすべて行使又は転換された場合、1,432,700株（議決権の数は14,327個）の新株式が発行されることにより、2025年12月31日の当社の発行済株式総数5,829,500株（議決権の数は58,256個）に対して24.58%（議決権の総数に対する割合は24.59%）の希薄化率となることから、株式市場での需給バランスに変動が発生し、株価へ影響を及ぼす可能性があります。

しかしながら、当社といたしましては、本資金調達により、既存事業の成長や事業拡大を実現することが、経営の安定及び当社の企業価値の向上につながることになり、中長期的な観点から見れば、既存株主の株式価値向上につながるものであることから、株式価値の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

## 4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

### (1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態の状況

##### （資産）

当連結会計年度末における資産合計は4,170,937千円となり、前連結会計年度末に比べ1,135,486千円増加いたしました。これは主に、のれん及び顧客関連資産が1,368,264千円、売掛金が117,642千円増加した一方、現金及び預金が465,509千円減少したことによるものであります。

##### （負債）

当連結会計年度末における負債合計は2,283,919千円となり、前連結会計年度末に比べ882,965千円増加いたしました。これは主に、長期借入金（1年内返済予定の長期借入金含む）が716,245千円、契約負債が80,128千円増加したことによるものであります。

##### （純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は1,887,017千円となり、前連結会計年度末に比べ252,520千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益272,306千円を計上したことで、利益剰余金が増加した一方、配当金の支払いにより34,856千円減少したことによるものであります。この結果、自己資本比率は44.8%（前連結会計年度末は53.6%）となりました。

#### 経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益の改善に足踏みがみられるものの、雇用情勢は改善の動きがみられる等、緩やかに回復しました。雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が、先行きの緩やかな回復を支えることが期待される一方、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっております。また、金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要があり、依然として不透明な状況にあります。

当社グループが事業展開するソフトウェア業界におきましては、企業の生産性向上や業務効率化、テレワーク、DX等に関連したシステムへの投資需要拡大が引き続き見込まれます。「新しい働き方」の定着として、政府はテレワークの環境整備や活用、デジタル人材の育成、DXの加速等を進めております。

このような状況の中、当社グループは、『仕事をラクに。オモシロく。』というビジョンのもと、『次のいつもの働き方へ。』をミッションに掲げ、オフィスの生産性向上に貢献すべく、企業向けグループウェア製品「rakumo」、人材管理・採用支援ソリューションサービス「aloop」、社内SNS型日報アプリ「gamba!」、IR動画配信システム「SmartVision IR」、WebサイトCMS「STARTRE CMS」、人材紹介会社向けアライアンスサービス「AGENT SHARE」等の機能強化及び更なる拡販に注力しました。

製品面では、アルムナイをはじめとする多様な人材の採用や管理・コミュニティ作りなどを支援する、人材管理・採用支援ソリューションサービス「aloop」の提供開始、Microsoft 365 市場における新シリーズ「rakumo for Microsoft 365」の第一弾として、「rakumo カレンダー for Microsoft 365」及び「rakumo コンタクト for Microsoft 365」の提供開始、生成AI関連の新機能のリリースを行いました。また、「rakumo for Microsoft 365」の第二弾として、社内掲示板・情報共有ツール「rakumo ボード for Microsoft 365」の提供を2月2日より開始しております。さらに、開発中だったAIアシスタント機能「rakumoエージェント」を2月9日に正式リリースいたしました。

販売面では、業界セグメント特化型マーケティングにおける各種施策（Google Workspace（以下「GWS」という。）導入企業データベースを活用したピンポイントでのクライアント開拓、自治体向けホワイトペーパーの展開等）を推進したことで、大手自治体（佐久市役所様、秋田県庁様等）からの受注獲得やその他の自治体、医療、建設業、教育等の新たな案件創出が順調に進捗しました。また、株式会社パソナ及びAvePoint Japan株式会社との業務提携、ポストセールス部門及びBDR（Business Development Representative）を見据えたインサイドセールス体制の強化等、売上高増加に向けた各種施策にも取り組みました。

さらに、「rakumo for Google Workspace」の大幅アップデートや生成AIを活用した機能強化、複数の有償オプションの標準化等に伴い、2025年10月1日より、一部rakumo製品の利用料金改定を行いました。

費用面では、新機能開発を進めるための外注費、大幅な円安の進行等によるサーバー費用の増加等の費用計上はあったものの、継続的な費用低減施策や、ライセンス売上高の順調な成長により、売上原価率はさらに改善い

たしました。一方で、一過性のM&A関連費用及び株式報酬費用の増加、スタートレ社及びエージェントシェア社の連結に伴うのれんの償却費等の増加により、販管費率は上昇しております。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,830,057千円（前連結会計年度比26.8%増）、営業利益は428,094千円（同11.6%増）、経常利益は428,274千円（同14.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は272,306千円（同7.6%増）となりました。

なお、当社グループはITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていませんが、サービス別の経営成績を開示しております。当社は当連結会計年度より、サービスごとの中期的な重要度や主軸となる「rakumoサービス」を独立して開示する必要性から、従来の「SaaSサービス」「ソリューションサービス」「ITオフショア開発サービス」の3つの区分から、「rakumoサービス」「その他サービス」の2つの区分でサービス別の経営成績を開示する方法に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、変更後の区分方法に基づき開示しております。

（rakumoサービス）

rakumo関連サービスにおいては、2025年12月末のクライアント数は2,552社（2024年12月末比79社増）、ユニークユーザー数は579千人（同6千人増）となりました。

売上増加に向け、前期から継続の重点施策であるrakumo製品の価格改定対応や、業界セグメント特化型マーケティングを中心とした各種施策が順調に進捗いたしました。また、クライアントニーズを勘案した既存製品の機能追加・改善や、製品の活用を促すための能動的なオンボーディング施策、稼働率等を鑑みた更新クライアントへのフォローアップの実施等、お客様満足度の向上や解約率の低減にも努めました。

この結果、rakumoサービスの売上高は1,414,714千円（前連結会計年度比17.3%増）となりました。

（その他サービス）

その他サービスにおいては、主にスタートレ社及びエージェントシェア社を子会社化したことによって、売上高は415,343千円（前連結会計年度比75.1%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、前連結会計年度末に比べ465,509千円減少し、当連結会計年度末には1,767,739千円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は510,975千円（前連結会計年度は463,423千円の獲得）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益の計上428,274千円、のれん償却額の計上96,811千円、減価償却費の計上54,477千円により増加した一方、法人税等の支払額172,271千円があったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は1,579,559千円（前連結会計年度は70,781千円の使用）となりました。これは主に、連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出1,459,832千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果獲得した資金は606,486千円（前連結会計年度は3,701千円の使用）となりました。これは主に、長期借入による収入700,000千円による増加があったことによるものであります。

生産、受注及び販売の実績

a．生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、記載を省略しております。

b．受注実績

当社グループは新規案件について受注残が発生するものの、受注から販売までの期間が短いため、当該記載を省略しております。

c．販売実績

当連結会計年度の販売実績をサービス別に示すと、次のとおりであります。

サービスの名称	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	前連結会計年度比(%)	金額(千円)	前連結会計年度比(%)
rakumoサービス	1,206,185	112.8	1,414,714	117.3
その他サービス	237,269	104.8	415,343	175.1
合計	1,443,455	111.4	1,830,057	126.8

- (注) 1. 当社グループは、ITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの記載はしていません。上記ではサービス別の販売実績を記載しております。なお、前連結会計年度についてもサービス区分を変更した数値で記載しております。
2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
ソフトバンク株式会社	244,197	16.9	295,689	16.2
株式会社電算システム	208,054	14.4	259,727	14.2
株式会社USEN Smart Works	136,272	9.4	163,820	9.0

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの当連結会計年度の財政状態に関する状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 財政状態の状況」に記載しております。

また、経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容は、以下のとおりであります。

(売上高)

当社グループの主要サービスは、料金を顧客企業の使用期間及びユーザー数に応じて定期定額契約(サブスクリプション)として課金することで、継続的な収益(リカーリングレベニュー)を得ることができる「サブスクリプション型リカーリングレベニューモデル」であるため、売上高、営業利益及び調整後EBITA(営業利益+のれんの償却費(PPAによる取得原価配分後の各種償却費を含む)+株式報酬費用+一過性のM&A関連費用(仲介費用及びDD費用等))を特に重視しております。

当連結会計年度における売上高は、1,830,057千円(前連結会計年度比26.8%増)となりました。サービス別の売上高につきましては「(1) 経営成績等の状況の概要 経営成績の状況」に記載しております。

(売上原価及び売上総利益)

当連結会計年度における売上原価は、541,013千円(前連結会計年度比9.9%増)となりましたが、売上原価率は前連結会計年度の34.1%から4.5ポイント改善し、29.6%となりました。これは主に、大幅な円安の進行等によるサーバー費用増加や人件費の増加があったものの、価格改定等の各施策の進捗によるSaaS売上高の成長に加え、他勘定振替高の増加(原価減少要因)、ソフトウェア減価償却費が減少したことによるものであります。

この結果、売上総利益は1,289,044千円(前連結会計年度比35.5%増)となりました。

(販売費及び一般管理費並びに営業利益)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は、860,949千円(前連結会計年度比51.6%増)となり、売上高販管費率は前連結会計年度の39.3%から7.7ポイント増加し、47.0%となりました。これは主に、人件費の増加やのれんの償却費を含む新規連結の影響によるものであります。この結果、営業利益は428,094千円(前連結会計年度比11.6%増)となりました。

(営業外収益、営業外費用及び経常利益)

当連結会計年度における営業外収益は、13,239千円（前連結会計年度は1,084千円）となりました。これは主に、助成金収入や受取利息によるものであります。

また、営業外費用は13,059千円（前連結会計年度は8,994千円）となりました。これは主に、支払利息、新株予約権発行費償却、社債発行費償却、投資事業組合運用損によるものであります。

この結果、経常利益は428,274千円（前連結会計年度比14.0%増）となりました。

（特別利益、特別損失及び親会社株主に帰属する当期純利益）

当連結会計年度における特別利益は発生しておりません（前連結会計年度も発生しておりません）。

また、特別損失は発生しておりません（前連結会計年度も発生しておりません）。

この結果、親会社株主に帰属する当期純利益は272,306千円（前連結会計年度比7.6%増）となりました。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当社グループの当連結会計年度のキャッシュ・フローの状況は、「(1) 経営成績等の状況の概要 キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

当社グループの資本の財源及び資金の流動性につきまして、当社グループの主な資金需要は、労務費、サービス提供のためのライセンス原価やプラットフォーム利用料、販売費及び一般管理費等の営業費用であります。これらの営業費用及び成長に向けた投融資等の必要資金に関しては、営業活動によるキャッシュ・フロー、自己資金及び銀行借入れ等による資金調達等、財務状況のバランスを見ながら対応していくこととしております。

なお、当連結会計年度末時点において、現金及び預金が1,818,791千円、有利子負債控除後のネット・キャッシュも602,546千円あるため、当社グループにおきましては、当面の資金流動性に影響は与えないものと考えております。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成に当たり、見積りが必要な事項につきましては、合理的な基準に基づき、会計上の見積りを行っておりますが、実際の結果は、特有の不確実性があるため、見積りと異なる場合があります。

重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与える可能性があると考えている項目は次のとおりであります。

（無形固定資産の減損処理）

当社グループは、固定資産のうち減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定に当たっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積り額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、減損処理が必要となる可能性があります。

なお、詳細については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因については、「第2 事業の状況 3 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等については、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

経営者の問題認識と今後の方針について

当社グループが今後の業容を拡大し、より良いサービスを継続的に展開していくために、経営者は「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載の様々な課題に対処していくことが必要であると認識しております。それらの課題に対応するために、経営者は、常に外部環境の構造やその変化に関する情報の入手及び分析を行い、現在及び将来における事業環境を確認し、その間の課題を認識すると同時に最適な解決策を実施していく方針であります。

## 5【重要な契約等】

当社グループの重要な契約は次のとおりです。

(1) パートナー契約等

契約会社名	相手方の名称	国名	契約品目	契約締結日	契約内容	契約期間
rakumo(株) (当社)	グーグル・クラウド・ジャパン合同会社	日本	Google Workspace、Google Cloud Platform	2018年 6月8日	契約品目の当社による代理店販売	2018年6月8日から期間の定めなし
rakumo(株) (当社)	株式会社セールスフォース・ジャパン	日本	OEMサービス	2012年 7月17日	契約品目を当社ブランド(rakumoソーシャルスケジューラー)に結合して仕入・販売	2012年7月17日から2015年7月16日まで以後1年ごとの自動更新
rakumo(株) (当社)	株式会社セールスフォース・ジャパン	日本	ISVforceサービス	2016年 4月19日	契約品目を当社ブランド(rakumo Sync)に結合して仕入・販売	2016年4月19日から2019年4月18日まで以後1年ごとの自動更新
rakumo(株) (当社)	株式会社パソナ	日本	タレント管理/採用支援サービス	2025年 4月14日	契約品目の企画・販売・開発・保守	2025年4月14日から2030年4月13日まで以後1年ごとの自動更新
rakumo(株) (当社)	AvePoint Japan 株式会社	日本	rakumo for Microsoft 365	2025年 9月1日	契約品目の共同開発・販売	2025年9月1日から期間の定めなし

(2) 財務上の特約が付されている金銭消費貸借契約

本契約の締結をした年月日

2025年7月1日

本契約の相手方の属性

金融機関

本契約に係る債務の期末残高及び弁済期限並びに当該債務に付された担保の内容

債務の期末残高 649百万円

弁済期限 2032年6月30日(予定)

当該債務に付された担保の内容 該当事項はありません。

財務上の特約の内容

本契約に付されている財務上の特約の内容は、以下のとおりであります。

- ・各事業年度の決算期の末日における連結貸借対照表の新株予約権付社債(転換社債を含む)を除く有利子負債の金額を当該決算期における連結損益計算書のEBITDAで除した値を0以上5以下に維持すること。

EBITDA=営業損益+受取利息配当金+減価償却費及びのれん償却費

(3) 取得による企業結合

株式会社スタートレの株式取得

当社は、2025年6月30日開催の取締役会において、株式会社スタートレの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、同年7月1日に本株式取得を実施いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

株式会社エージェントシェアの株式取得

当社は、2025年7月22日開催の取締役会において、株式会社エージェントシェアの株式を取得し、子会社化することについて決議し、同日付で株式譲渡契約を締結いたしました。なお、同年8月1日に本株式取得を実施いたしました。

詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等(1) 連結財務諸表 注記事項(企業結合等関係)」に記載のとおりであります。

6【研究開発活動】

当社グループは、『仕事をラクに。オモシロく。』という事業方針(ビジョン)のもと、成長性・持続性のある組織づくりを支援する各種サービスを「クラウド」上で提供すべく、研究開発活動を行っていく方針であります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は5,892千円となっております。主な活動は、生成AI関連サービスの開発であります。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

### 第3【設備の状況】

#### 1【設備投資等の概要】

当社グループでは、顧客企業の更なる利便性及び生産性向上に資するため、rakumoサービスにおけるソフトウェアの機能強化及び新サービスの提供を中心に、114,863千円の設備投資等を実施しました。なお、設備投資の金額には、有形固定資産の他、無形固定資産のうちソフトウェア及びソフトウェア仮勘定を含めております。

当社グループの事業セグメントは単一セグメントでありますので、セグメント別の記載を省略しております。

また、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

#### 2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

提出会社

2025年12月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額					従業員数 (人)
		建物附属設備 (千円)	工具、器具 及び備品 (千円)	ソフトウエ ア (千円)	ソフトウエ ア仮勘定 (千円)	合計 (千円)	
本社 (東京都千代田区)	事務所 設備等	11,903	4,010	118,503	40,923	175,341	61 (5)

(注) 1. 現在休止中の主要な設備はありません。

2. 本社事務所は賃借物件であり、年間賃借料(共益費含む)は23,918千円であります。

3. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー・アルバイト)は、年間の平均人員を( )外数で記載しております。

4. 当社は単一セグメントであるため、セグメントの名称は記載しておりません。

#### 3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等の計画はありません。

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (1)【株式の総数等】

##### 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	15,000,000
計	15,000,000

##### 【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (2025年12月31日)	提出日現在発行数(株) (2026年3月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	5,829,500	5,829,500	東京証券取引所 グロース市場	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式であります。 また、1単元の株式数は 100株であります。
計	5,829,500	5,829,500	-	-

(注) 「提出日現在発行数」欄には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

第4回新株予約権

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2017年10月18日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 2 当社従業員 29 (注)6	同左
新株予約権の数(個)	682(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 68,200(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	180(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年10月19日 至 2027年10月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 180 資本組入額 90 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

なお、当社が当社普通株式につき、割当日後に、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の付与株式数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

上記のほか、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は必要と認める付与株式数の調整を行うものとする。

2. 新株予約権の割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式に従い行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に行使価額を下回る金額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記のほか、当社が合併、会社分割または株式交換(以下「合併等」という。)を行う場合、当社は、合併等の条件を勘案し合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使条件

新株予約権の割り当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、本新株予約権の行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使することができない。

(a) 「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合(払込金額が会社法第199条第3項・同第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)

- (b) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額を下回る価格を対価とする売買その他の取引が行われたとき（但し、資本政策目的等により当該取引時点における株式価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。
- (c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額を下回る価格となったとき。
- (d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合、第三者評価機関等によりDCF法及び類似会社比較法等の方法により評価された株式評価額が「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」において定められた行使価額を下回ったとき（但し、株式評価額が一定の幅をもって示された場合、当社の取締役会が第三者評価機関等と協議の上本項への該当を判断するものとする。）。

新株予約権者は、当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合、当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部を第三者に対して売却する場合（当社の普通株式について、日本国内の金融商品取引所において上場されることに伴い又は上場された後に売却される場合を除く。）、若しくは合併その他の組織再編により当社の筆頭株主がその保有する当社普通株式の全部又は一部と引き換えに他の財産等の交付を受ける場合のみ新株予約権を行使することができる。但し、これらに該当する直前に手続き上の観点から事前に新株予約権の権利行使する必要がある場合等正当な事由があると当社株主総会が認めた場合はこの限りでない。

本新株予約権者は、他の条件を充足していることを条件として、行使期間内に当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場した場合、以下の割合を上限に段階的に本新株予約権を行使することができる。なお、各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数に以下の割合を乗じた本新株予約権数に端数が生じる場合には、これを切り捨てるものとする。

- ・ 上場日から1年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の40%
- ・ 上場日から2年以内  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の70%
- ・ 上場日から2年後の日以降  
各本新株予約権者に割り当てられた本新株予約権総数の100%

#### 4. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が消滅会社、分割会社または完全子会社となる合併、会社分割または株式交換もしくは株式移転（以下あわせて「組織再編行為」という。）を行う場合、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、以下の条件に沿って存続会社、承継会社または完全親会社の新株予約権を交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を消滅させ、残存新株予約権の新株予約権者に対し、会社法第236条第1項第8号イないしホに掲げる株式会社の新株予約権を以下の条件に基づき交付する。

- (1) 交付する新株予約権の数  
残存新株予約権の各新株予約権者が保有する新株予約権と同一の数をそれぞれ交付する。
- (2) 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
普通株式とし、組織再編行為の条件等を勘案の上、上記1. に準じて決定する。
- (3) 新株予約権の行使に際して出資する財産の価額  
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上調整した行使価額に上記(2) に従って決定される新株予約権の目的である株式の数を乗じて得られる金額とする。
- (4) 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。  
新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記 に定める資本金等増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (6) 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得は、存続会社、承継会社または完全親会社の取締役会（取締役会非設置会社の場合は株主総会）の決議による承認を要する。

- (7) 新株予約権の取得事由  
本新株予約権の条件に準じて決定する。
- (8) 新株予約権の行使の条件  
上記3. に準じて決定する。
5. 2020年5月15日開催の取締役会決議により、2020年6月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。
6. 付与対象者の権利行使、役員就退任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社役員1名、当社従業員6名となっております。

第6回新株予約権

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2019年3月13日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 11 当社子会社役員 1 (注)6	同左
新株予約権の数(個)	111(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 11,100(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	190(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年3月14日 至 2029年3月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 190 資本組入額 95 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1、2、3、4、5. 「第4回新株予約権」の(注)1、2、3、4、5. に記載のとおりであります。

6. 付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社子会社役員1名となっております。

## 第7回新株予約権

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2019年11月13日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社従業員 22 当社子会社従業員 2 (注)6	同左
新株予約権の数(個)	268(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 26,800(注)1、5	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	190(注)2、5	同左
新株予約権の行使期間	自 2021年11月14日 至 2029年11月13日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 190 資本組入額 95 (注)5	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4	同左

(注)1、2、3、4、5、「第4回新株予約権」の(注)1、2、3、4、5に記載のとおりであります。

6.付与対象者の権利行使及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社従業員6名、当社子会社従業員2名となっております。

## 第9回新株予約権

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2025年2月14日	同左
付与対象者の区分及び人数(名)	当社役員 3 当社従業員 1	同左
新株予約権の数(個)	1,390(注)1	同左
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 139,000(注)4	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	876(注)5	同左
新株予約権の行使期間	(注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	(注)8	同左
新株予約権の行使の条件	(注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)9	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)11	同左

## (注)1. 新株予約権の数

発行する本新株予約権の数は1,390個とし、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は100株とする。但し、本新株予約権1個あたりの目的となる株式数は、以下の定めにより調整される。

(1)当社が普通株式について株式の分割又は併合を行う場合には、未行使の本新株予約権についてその1個あたりの目的たる株式数を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1株の100分の1未満の端数は切り捨てる。「分割の比率」とは、株式分割後の発行済普通株式総数を株式分割前の発行済普通株式総数で除した数を、「併合の比率」とは、株式併合後の発行済普通株式総数を株式併合前の発行済普通株式総数で除した数を、それぞれ意味するものとし、以下同じとする。調整後の株式数は、株式分割の場合は会社法第183条第2項第1号に基づく株式分割の割当基準日の翌日以降、株式併合の場合は株式併合の効力発生日の翌日以降、それぞれ適用されるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(2)当社が株主割当ての方法により募集株式の発行又は処分を行う場合、株式無償割当てを行う場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議により適当と認める本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整を行う。

(3)本項の定めに基づき本新株予約権1個あたりの目的たる株式数の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく本新株予約権を保有する者(以下「権利者」という。)に対して、その旨並びにその事由、調整後の株式数及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 2. 新株予約権の払込金額並びに割当日及び払込期日

(1)本新株予約権の払込金額は、1個につき金152円とする。

なお、当該金額は、当社及び割当予定先から独立した第三者評価機関である株式会社赤坂国際会計が、当社の株価情報等を考慮して、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に決定したものであるため、有利発行には該当しない。

(2)本新株予約権の割当日は2025年3月25日とし、払込期日は2025年4月30日とする。

## 3. 発行価額の総額

121,764,000円

## 4. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数又は算定方法

当社の普通株式139,000株とする。但し、(注)1.の定めにより本新株予約権1個あたりの目的となる株式数が調整される場合には、当該調整後の目的となる株式数に本新株予約権の個数を乗じた数に調整されるものとする。

## 5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法

1株につき金876円（以下「行使価額」という。）とし、本新株予約権1個あたりの行使に際して出資される財産の価額は、行使価額に本新株予約権1個あたりの目的となる株式数を乗じた金額とする。但し、行使価額は以下に定めるところに従い調整される。

- (1)当社が普通株式について株式の分割若しくは併合を行う場合、又は無償割当てにより普通株式を発行する場合には、未行使の本新株予約権について、行使価額を次の算式に従い調整するものとし、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。「無償割当ての比率」とは、無償割当て後の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）を無償割当て前の発行済普通株式総数（自己株式を除く。）で除した数を意味する。調整後の行使価額の適用時期は、株式の分割及び併合については（注）1.（1）の調整後の株式数の適用時期に準じ、無償割当てについては効力発生日（割当てのための基準日がある場合はその日）の翌日以降適用されるものとする。

1

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \text{分割・併合・無償割当ての比率}$$

- (2)当社が株主割当ての方法で普通株式を発行する場合、合併する場合、株式交換を行う場合、株式交付を行う場合、会社分割を行う場合その他必要と認められる場合には、当社は取締役会の決議により適当と認める行使価額の調整を行う。
- (3)本項の定めに基づき行使価額の調整が行われる場合には、当社は関連事項決定後遅滞なく権利者に対して、その旨並びにその事由、調整後の行使価額及び適用の日その他の必要事項を通知するものとする。

## 6. 新株予約権の行使期間

本新株予約権の割当日（2025年3月25日）から、2030年3月24日まで。

但し、行使期間の最終日が当社の休業日にあたる場合には、その前営業日を最終日とする。

## 7. 新株予約権の行使の条件等

- (1)本新株予約権の行使は、行使しようとする本新株予約権又は権利者について（注）10. に定める取得事由が発生していないことを条件とし、取得事由が生じた本新株予約権の行使は認められないものとする。但し、当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。

- (2)権利者は、以下のいずれかの要件が達成されることを条件として、以下に定める割合の範囲でのみ、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、「調整後EBITA」とは、基準となる以下の又はの事業年度における連結営業利益に、(i)のれんの償却費（PPA：Purchase Price Allocationによる取得原価配分後の各種償却費を含む。）、(ii)株式報酬費用、(iii)一過性のM&A関連費用（仲介費及びDD費用）及び( )株主優待費用を加算したものを意味し、会計基準の変更等により参照すべき指標を変更又は修正すべき場合には、別途参照すべき指標又はその算定方法を当社の取締役会にて定めるものとする。また、疑義を避けるために付言すると、以下はいずれも独立した要件であり、例えば以下のの要件が達成されず、以下の及びの要件が達成された場合、本新株予約権数の3分の2の範囲で本新株予約権を行使することができるものとする。

2025年12月期の調整後EBITAが500百万円以上を達成した場合：本新株予約権数の3分の1（1個未満の端数は切り捨てる。）

2027年12月期の営業利益が700百万円以上を達成した場合：本新株予約権数の3分の1（1個未満の端数は切り上げる。）

2027年12月期の調整後EBITAが1,000百万円以上を達成した場合、かつ、2027年12月期の定時株主総会の開催日までの期間において、一度でも金融商品取引所における当社普通株式の普通取引終値が2,000円（但し、株式分割、株式併合その他これに類する手続が行われた場合には適切に調整される。）以上となった場合（但し、市場環境が悪化していると取締役会が判断した場合、その他当社の取締役会が特に行使を認めた場合はこの限りでない。）：本新株予約権数の3分の1（1個未満の端数は切り上げる。）

- (3)本項第(2)号の定めにかかわらず、権利者は、当社の買収について、法令上又は当社の定款上必要な当社の株主総会その他の機関の承認の決議又は決定（以下「買収決議等」という。）が行われた日以降、60日間（但し、買収の効力発生日の前日までの間に限る。以下「買収行使可能期間」という。）は、本新株予約権を行使することができるものとする。「当社の買収」とは、以下のいずれかの場合を意味する。

当社の発行済株式の議決権総数の50%超を特定の第三者が自ら並びにその子会社及び関連会社により取得すること。なお、「子会社」及び「関連会社」とは、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正も含む。）第8条で定義される「子会社」及び「関連会社」を意味する。但し、当該第三者並びにその子会社及び関連会社が、合算で、当該取得前から当社の発行済株式の議決権総数の50%超を有していた場合並びに株式交付の場合を除く。

当社が他の会社と合併することにより、合併直前の当社の総株主が合併後の会社に関して保有することとなる議決権総数が、合併後の会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式交換を行うことにより、株式交換直前の当社の総株主が株式交換後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交換後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が他の会社と株式移転を行うことにより、株式移転直前の当社の総株主が株式移転後の完全親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式移転後の完全親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社を株式交付子会社とする株式交付により、株式交付直前の当社の総株主が株式交付後の株式交付親会社に関して保有することとなる議決権総数が、株式交付後の株式交付親会社の発行済株式の議決権総数の50%未満となること。

当社が事業譲渡又は会社分割により当社の事業の全部又は実質的に全部を第三者に移転させること。

- (4) 本新株予約権の行使は権利者が生存していることを条件とし、権利者が死亡した場合、本新株予約権は相続されず、本新株予約権は行使できなくなるものとする。
- (5) 本新株予約権の行使は1新株予約権単位で行うものとし、各新株予約権の一部の行使は認められないものとする。

#### 8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の当該株式の発行価格のうちの資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

#### 9. 新株予約権の譲渡に関する事項

本新株予約権を譲渡するには、取締役会の承認を受けなければならない。

#### 10. 当社が本新株予約権を取得することができる事由

当社は、以下の各号に基づき、本新株予約権を取得することができる。当社は、以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権を取得する場合、取締役会の決議により別途定める日においてこれを取得するものとする。また、当社は以下の各号に定める取得の事由が生じた本新株予約権の全部又は一部を取得することができる。一部を取得する場合は、取締役会の決議により取得する本新株予約権を決定するものとする。

- (1) 権利者が下記いずれの身分とも喪失した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。  
当社又は当社の子会社の取締役又は監査役  
当社又は子会社の執行役員
- (2) 権利者に次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。  
権利者が禁錮以上の刑に処せられた場合  
権利者が当社又は子会社と競合する業務を営む法人を直接若しくは間接に設立し、又はその役員若しくは使用人に就任するなど、名目を問わず当社又は子会社と競業した場合。但し、当社の書面による事前の承認を得た場合を除く。  
権利者が法令違反その他不正行為により当社又は子会社の信用を損ねた場合  
権利者が差押、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合  
権利者が支払停止若しくは支払不能となり、又は振り出し若しくは引き受けた手形若しくは小切手が不渡りとなった場合  
権利者につき破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合  
権利者につき解散の決議が行われた場合  
権利者が反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、その他暴力、威力又は詐欺的手法を使用して経済的利益を追求する集団又は個人を意味する。以下同じ。）であること、又は資金提供等を通じて反社会的勢力と何らかの交流若しくは関与を行っていることが判明した場合  
権利者が本要項又は本新株予約権に関して当社と締結した契約に違反した場合
- (3) 権利者が当社又は子会社の取締役若しくは監査役又は執行役員の身分を有する場合（本新株予約権発行後にかかる身分を有するに至った場合を含む。）において、次のいずれかに該当する事由が発生した場合、当社は、当該権利者が保有する本新株予約権を無償で取得することができる。  
権利者が自己に適用される当社又は子会社の就業規則に規定する懲戒事由に該当した場合  
権利者が取締役としての忠実義務等当社又は子会社に対する義務に違反した場合
- (4) 当社が解散の決議を行った場合、当社は本新株予約権を無償で取得することができる。本号に基づき本新株予約権を取得する場合、本項柱書に定める「取締役会の決議」は「清算人会の決議」と読み替えるものとする。
- (5) 当社は、買収決議等が行われた場合において、買収行使可能期間内に行使されなかった本新株予約権を、無償で取得することができる。

#### 11. 組織再編行為の際の取扱い

当社が消滅会社となる吸収合併若しくは新設合併、当社が分割会社となる吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換若しくは株式移転（以下これらを総称して「組織再編行為」という。）を行う場合は、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の権利者に対して、手続に応じそれぞれ合併における存続会社若しくは新設会社、会社分割における承継会社若しくは新設会社、又は株式交換若しくは株式移転における完全親会社（いずれの場合も株式会社に限る。以下総称して「再編対象会社」という。）の新株予約権を、下記の方針に従って交付することとする。但し、下記の方針に従って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めた場合に限るものとする。

- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数  
権利者が保有する本新株予約権の目的である株式数に組織再編行為の比率を乗じた数を目的である株式数とする新株予約権の数をそれぞれ交付するものとする。「組織再編行為の比率」とは、組織再編行為において当社の普通株式1株に対して交付される再編対象会社の普通株式の数の割合を意味する。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類  
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)4. に準じて決定する。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法  
組織再編行為の条件等を勘案の上、(注)5. で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、第(3)号に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間  
(注)6. に定める新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、(注)6. に定める新株予約権を行使することができる期間の末日までとする。
- (6) 権利行使の条件、取得事由、その他の新株予約権の内容  
本新株予約権の内容に準じて、組織再編行為にかかる契約又は計画において定めるものとする。
- (7) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡について、再編対象会社の承認を要するものとする。
- (8) 組織再編行為の際の取扱い  
本項に準じて決定する。

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

## 【その他の新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。

## 第8回新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2023年5月12日	同左
新株予約権の数(個)	8,928	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数(株)	普通株式 892,800 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権1個につき92,600円 (1株当たり926円) (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年5月30日 至 2028年5月29日 (注)3 但し、割当先は、2023年5月30日 から2025年5月29日までの期間 は、本新株予約権を行使しない。 (注)6	同左
新株予約権の行使により株式を発行する 場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部行使はでき ないものとする。但し、割当先 は、行使価額に1.2を乗じて得た金 額(1円未満は切り捨てる)を下 回る場合には、本新株予約権を行 使しない。(注)6	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、 当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付 に関する事項	該当事項なし。	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

(1) 本新株予約権の目的である株式の種類及び総数は、当社普通株式892,800株(本新株予約権1個当たりの目的である株式の数(以下「割当株式数」という。))は100株)とする。但し、第(2)号乃至第(4)号により割当株式数が調整される場合には、本新株予約権の目的である株式の総数は調整後の割当株式数(以下「調整後割当株式数」といい、第(2)乃至第(4)号に定める調整前の割当株式数を「調整前割当株式数」という。)に応じて調整される。

(2) 当社が「2. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)の規定に従って行使価額(「2. 新株予約権の行使時の払込金額」(2)に定義する。)の調整を行う場合には、割当株式数は次の算式により調整される。但し、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てる。なお、かかる算式における調整前行使価額及び調整後行使価額は、「2. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)に定める調整前行使価額及び調整後行使価額とする。

$$\text{調整後割当株式数} = \frac{\text{調整前割当株式数} \times \text{調整前行使価額}}{\text{調整後行使価額}}$$

(3) 調整後割当株式数の適用開始日は、当該調整事由に係る「2. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)( )、( )及び ( )による行使価額の調整に関し、各号に定める調整後行使価額を適用する日と同日とする。

(4) 割当株式数の調整を行うときは、当社は、調整後割当株式数の適用開始日の前日までに、本新株予約権を有する者(以下「本新株予約権者」という。)に対し、かかる調整を行う旨及びその事由、調整前割当株式数、調整後割当株式数並びにその適用開始日その他必要な事項を書面で通知する。但し、「2. 新株予約権の行使時の払込金額」(3)( )ホに定める場合その他適用開始日の前日までに上記通知を行うことができない場合には、適用開始日以降速やかにこれを行う。

## 2. 新株予約権の行使時の払込金額

- (1) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、下記(2)に定める行使価額に割当株式数を乗じた額とする。
- (2) 行使価額  
本新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分（以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。）する当社普通株式の数（以下「交付株式数」という。）を算定するにあたり用いられる価額（以下「行使価額」という。）は、926円とする。なお、行使価額は(3)乃至に定めるところに従い調整されることがある。
- (3) 行使価額の調整

行使価額の調整

- ( ) 当社は、本新株予約権の発行後、本号( )に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による行使価額調整式」という。）により行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left( \text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}} \right)}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

- ( ) 新株発行等による行使価額調整式により本新株予約権の行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- イ 時価（( )に定義される。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、株式報酬制度（株式給付信託を含む。）に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

- ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後行使価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

- ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後行使価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による行使価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

- ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合  
調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

- ホ 上記イ乃至ハの場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至ハにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本新株予約権の行使請求をした新株予約権を有する者（以下「本新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- ( )イ 当社は、本新株予約権の発行後、下記ロに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式（以下「特別配当による行使価額調整式」といい、新株発行等による行使価額調整式と併せて「行使価額調整式」と総称する。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ロ 「特別配当」とは、2028年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当（会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。）の額に当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金（基準配当金は、2028年5月29日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に30%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額（但し、当該金額が0円を下回る場合（当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。）には0円とする。）を乗じた金額の当該事業年度における累計額。）（当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権者と協議の上合理的に修正された金額）を超える場合における当該超過額をいう。

- ハ 特別配当による行使価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ( )行使価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
 ( )行使価額調整式で使用する時価は、新株発行等による行使価額調整式の場合には調整後行使価額を適用する日（但し、本号 ( )ホの場合は基準日）又は特別配当による行使価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日（以下に定義する。）目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値（終値のない日数を除く。）とする。  
 この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

「取引日」とは、東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。

- ( )新株発行等による行使価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該行使価額の調整前に本号 ( )に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による行使価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。  
 ( )行使価額調整式により算出された行使価額と調整前行使価額との差額が1円未満にとどまるときは、行使価額の調整は行わないこととする。但し、次に行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本号 ( )及び ( )の両方の規定に該当する場合、調整後行使価額がより低い金額となる規定を適用して行使価額を調整する。

本号 ( )及び ( )の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権者と協議の上、その承認を得て、必要な行使価額の調整を行う。

- ( )株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。  
 ( )その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。

( )当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために行使価額の調整を必要とするとき。

( )行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号 乃至 により行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

2023年5月30日から2028年5月29日(但し、「5.自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部を取得する場合には、当社による取得の効力発生日の前銀行営業日)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認められた日
- (3) 組織再編行為(以下に定義する。)をするために本新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権者に通知する。

「組織再編行為」とは、当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本新株予約権に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格  
本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、行使請求に係る各本新株予約権の行使に際して払い込むべき金額の総額に、行使請求に係る各本新株予約権の発行価額の総額を加えた額を、「1.新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数」(1)記載の株式の数で除した額とする。
- (2) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。  
本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、本号 記載の資本金等増加限度額から本号 に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件

当社は、当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)をする場合、株式交換、株式移転若しくは株式交付により他の会社の完全子会社となる場合、又は東京証券取引所において当社の普通株式が上場廃止とされる場合、会社法第273条の規定に従って15取引日前に通知をした上で、当社取締役会で定める取得日に、本新株予約権1個当たり775円の価額で、本新株予約権者(当社を除く。)の保有する本新株予約権の全部を取得する。

### 6. 本新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当先との間で2023年5月12日付で締結した本引受契約において、本新株予約権の行使について以下のとおり合意した。なお、本新株予約権を割当先に割り当てた日は2023年5月29日であります。

- (1) 割当先は、2023年5月30日から2025年5月29日までの期間は、本新株予約権を行使しません。
- (2) 割当先は、本新株予約権に係る行使請求をしようとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値(当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値)が、本新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な行使価額に1.2を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てる)を下回る場合には、本新株予約権を行使しません。但し、割当先が本新株予約権に係る行使請求をしようとする場合において、当該行使により取得することとなる当社の普通株式の数と当該行使の時点までに割当先が取得した当社の普通株式の数の累計数が、当該行使の時点までに割当先が売却した当社の普通株式の数の累計数を超えない範囲(なお、の累計数がの累計数を超過する場合であって、当該超過する数が、当該行使請求をしようとする日において有効な本新株予約権の1個当

たりの目的となる当社の普通株式の数を下回る場合を含むものとします。)においては、割当先は、当該行使を行うことができます。

- (3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社の2023年12月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益又は経常損益が2期連続で損失となった場合、当社の2023年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は当社が割当先の本新株予約権を行使することに合意した場合には、割当先は、その後いつでも本新株予約権を行使できます。上記乃至のいずれかの要件を充足し、本新株予約権が行使可能となった場合には、プレスリリースにて開示いたします。

会社法に基づき発行した転換社債型新株予約権付社債は、次のとおりであります。

第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「本新株予約権付社債」といい、そのうち社債部分を「本社債」、新株予約権部分を「本転換社債型新株予約権」という。）

区分	事業年度末現在 (2025年12月31日)	提出日の前月末現在 (2026年2月28日)
決議年月日	2023年5月12日	同左
新株予約権の数(個)	40	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数 (個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類、 内容及び数(株)	普通株式 539,900 (注)1	同左
新株予約権の行使時の払込金額	1 出資される財産の内容及び価額(算定方法) (1) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資する。 (2) 本転換社債型新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額12,500,000円とする。 2 転換価額 各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる転換価額は、926円とする。 (注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 2023年5月30日 至 2028年5月25日 (注)3 但し、割当先は、2023年5月30日から2025年5月29日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しない。(注)7	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額 (円)	(注)4	同左
新株予約権の行使の条件	各本転換社債型新株予約権の一部行使はできないものとする。但し、割当先は、転換価額に1.2を乗じて得た金額(1円未満は切り捨てる)を下回る場合には、本転換社債型新株予約権を行使しない。 (注)7	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要する。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)5	同左
新株予約権付社債の残高(千円)	500,000	同左

(注)1. 新株予約権の目的となる株式の数

本転換社債型新株予約権の行使により当社が新たに発行又はこれに代えて当社の保有する当社普通株式を処分(以下、当社普通株式の発行又は処分を当社普通株式の「交付」という。)する当社普通株式の数は、同時に行使された本転換社債型新株予約権に係る本社債の金額の総額を当該行使時において有効な転換価額で除して得られる数とする。但し、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する(当社が単元株制度を採用している場合において、本転換社債型新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1単元未満の株式はこれを切り捨てる。)。なお、かかる現金精算において生じた1円未満の端数はこれを切り捨てる。

2. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本転換社債型新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際し、当該本転換社債型新株予約権が付された各本社債を出資するものとする。

本転換社債型新株予約権 1 個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(2) 転換価額

各本転換社債型新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するに当たり用いられる価額（以下「転換価額」という。）は、926円とする。なお、転換価額は(3)乃至に定めるところに従い調整されることがある。

(3) 転換価額の調整

転換価額の調整

( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、本号( )に掲げる各事由により当社の発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「新株発行等による転換価額調整式」という。）により転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{発行又は処分株式数} \times \text{1株当たりの発行又は処分価額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{発行又は処分株式数}}$$

( ) 新株発行等による転換価額調整式により本新株予約権付社債の転換価額の調整を行う場合及びその調整後転換価額の適用時期については、次に定めるところによる。

イ 時価（本号 ( ) に定義される。以下同じ。）を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分する場合（無償割当てによる場合を含む。）（但し、株式報酬制度（株式給付信託を含む。）に基づき、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に当社普通株式を交付する場合、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使、取得請求権付株式又は取得条項付株式の取得、その他当社普通株式の交付を請求できる権利の行使によって当社普通株式を交付する場合、及び合併、会社分割、株式交換又は株式交付により当社普通株式を交付する場合を除く。）

調整後転換価額は、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、無償割当ての場合はその効力発生日とする。）の翌日以降、又はかかる発行若しくは処分につき株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。

ロ 株式の分割により普通株式を発行する場合

調整後転換価額は、当該株式分割のための基準日の翌日以降これを適用する。

ハ 時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する定めのある取得請求権付株式又は時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）を発行又は付与する場合（但し、当社又は当社の子会社の取締役、監査役その他の役員又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権を除く。）

調整後転換価額は、取得請求権付株式の全部に係る取得請求権又は新株予約権の全部が当初の条件で行使されたものとみなして新株発行等による転換価額調整式を適用して算出するものとし、払込期日（募集に際して払込期間を定めた場合はその最終日とし、新株予約権の場合は割当日とする。）の翌日以降又は（無償割当ての場合は）効力発生日の翌日以降これを適用する。

但し、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合には、その日の翌日以降これを適用する。

ニ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する場合

調整後転換価額は、取得日の翌日以降これを適用する。

ホ 上記イ乃至八の場合において、基準日が設定され、かつ、効力の発生が当該基準日以降の株主総会、取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときには、上記イ乃至八にかかわらず、調整後転換価額は、当該承認があった日の翌日以降これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該承認があった日まで本転換社債型新株予約権の行使請求をした本転換社債型新株予約権を有する者（以下「本転換社債型新株予約権者」という。）に対しては、次の算出方法により、当社普通株式を交付する。

$$\text{交付普通株式数} = \frac{(\text{調整前転換価額} - \text{調整後転換価額}) \times \text{調整前転換価額により当該期間内に交付された普通株式数}}{\text{調整後転換価額}}$$

この場合、1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

#### 特別配当による転換価額の調整

- ( ) 当社は、本新株予約権付社債の発行後、下記( )イに定める特別配当の支払いを実施する場合には、次に定める算式(以下「特別配当による転換価額調整式」といい、新株発行等による転換価額調整式と併せて「転換価額調整式」と総称する。)をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{時価} - 1 \text{株当たりの特別配当}}{\text{時価}}$$

「1株当たりの特別配当」とは、特別配当を、剰余金の配当に係る当該事業年度の最終の基準日における各本社債の金額(金12,500,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的となる株式の数で除した金額をいう。1株当たり特別配当の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

- ( ) イ「特別配当」とは、2028年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、当社普通株式1株当たりの剰余金の配当(会社法第455条第2項及び第456条の規定により支払う金銭も含む。金銭以外の財産を配当財産とする剰余金の配当の場合には、かかる配当財産の簿価を配当の額とする。)の額に当該基準日時点における各本社債の金額(金12,500,000円)当たりの本転換社債型新株予約権の目的である株式の数を乗じて得た金額の当該事業年度における累計額が、基準配当金(基準配当金は、2028年5月25日までの間に終了する各事業年度内に到来する配当に係る各基準日につき、(a)当該基準日時点における各本社債の金額(金12,500,000円)当たりの本新株予約権1個当たりの目的である株式の数に、(b)各基準日又は各基準日の属する直近事業年度末日における親会社株主に帰属する当期純利益に30%を乗じた金額を、当該日時点の発行済株式総数で除した金額(但し、当該金額が0円を下回る場合(当該日において親会社株主に帰属する当期純損失を計上する場合を含む。)には0円とする。))を乗じた金額の当該事業年度における累計額。)(当社が当社の事業年度を変更した場合には、本新株予約権付社債権者と協議の上合理的に修正された金額)を超える場合における当該超過額をいう。

ロ 特別配当による転換価額の調整は、各事業年度の配当に係る最終の基準日に係る会社法第454条又は第459条に定める剰余金の配当決議が行われた日の属する月の翌月10日以降これを適用する。

- ( ) 転換価額調整式の計算については、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。  
( ) 転換価額調整式で使用する時価は、新株発行等による転換価額調整式の場合には調整後転換価額を適用する日(但し、本号( )ホの場合は基準日)又は特別配当による転換価額調整式の場合には当該事業年度の配当に係る最終の基準日に先立つ45取引日目に始まる30連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式終値の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を切り捨てる。

- ( ) 新株発行等による転換価額調整式で使用する既発行株式数は、株主に割当てを受ける権利を与えるための基準日がある場合にはその日、また、かかる基準日がない場合は、調整後転換価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とし、当該転換価額の調整前に本号( )に基づき交付されたものとみなされた当社普通株式のうち未だ交付されていない当社普通株式の数を加えた数とする。また、当社普通株式の株式分割が行われる場合には、新株発行等による転換価額調整式で使用する発行又は処分株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式の数を含まないものとする。  
( ) 転換価額調整式により算出された転換価額と調整前転換価額との差額が1円未満にとどまるときは、転換価額の調整は行わないこととする。但し、次に転換価額の調整を必要とする事由が発生し転換価額を算出する場合は、転換価額調整式中の調整前転換価額に代えて、調整前転換価額からこの差額を差し引いた額を使用するものとする。

本号( )及び( )の両方の規定に該当する場合、調整後転換価額がより低い金額となる規定を適用して転換価額を調整する。

本号( )及び( )の転換価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、本新株予約権付社債権者と協議の上、その承認を得て、必要な転換価額の調整を行う。

- ( ) 株式の併合、合併、会社分割、株式交換又は株式交付のために転換価額の調整を必要とするとき。  
( ) その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により転換価額の調整を必要とするとき。

( )当社普通株式の株主に対する普通株式以外の種類の株式の無償割当てのために転換価額の調整を必要とするとき。

( )転換価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の転換価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。

本号乃至により転換価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の転換価額、調整後の転換価額及びその適用の日その他必要な事項を本新株予約権付社債権者に通知する。但し、適用の日の前日までに上記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

### 3. 新株予約権の行使期間

本転換社債型新株予約権者は、2023年5月30日から2028年5月25日(「6.償還の方法」(2)に定めるところにより、本社債が繰上償還される場合には、当該償還日の2銀行営業日前)までの間(以下「行使期間」という。)、いつでも、本転換社債型新株予約権を行使することができる。但し、行使期間の最終日が銀行営業日でない場合にはその前銀行営業日を最終日とする。行使期間を経過した後は、本転換社債型新株予約権は行使できないものとする。

上記にかかわらず、以下の期間については行使請求ができないものとする。

- (1) 当社普通株式に係る株主確定日(会社法第124条第1項に定める基準日をいう。)及びその前営業日(振替機関の休業日でない日をいう。)
- (2) 振替機関が必要であると認められた日
- (3) 組織再編行為をするために本転換社債型新株予約権の行使の停止が必要であると当社が合理的に判断した場合は、それらの組織再編行為の効力発生日の翌日から14日以内の日に先立つ30日以内の当社が指定する期間中は、本転換社債型新株予約権を行使することはできない。この場合には停止期間その他必要な事項をあらかじめ本新株予約権付社債権者に通知する。

### 4. 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額

- (1) 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式1株の発行価格

本転換社債型新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、「2.新株予約権の行使時の払込金額」記載の転換価額(転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)とする。

- (2) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

本転換社債型新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

### 5. 組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が組織再編行為を行う場合は、「6.償還の方法」(2)( )に基づき本新株予約権付社債の繰上償還を行う場合を除き、承継会社等をして、組織再編行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権付社債に付された本転換社債型新株予約権の所持人に対して、当該本転換社債型新株予約権の所持人の有する本転換社債型新株予約権に代えて、それぞれの場合につき、承継会社等の新株予約権で、下記第(1)号乃至第(10)号に掲げる内容のもの(以下「承継新株予約権」という。)を交付させるものとする。この場合、組織再編行為の効力発生日において、本転換社債型新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本転換社債型新株予約権の所持人は、承継新株予約権の所持人となるものとし、本新株予約権付社債の要項の本転換社債型新株予約権に関する規定は承継新株予約権について準用する。

- (1) 交付される承継会社等の新株予約権の数

当該組織再編行為の効力発生日直前において残存する本新株予約権付社債の所持人が保有する本転換社債型新株予約権の数と同一の数とする。

- (2) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の種類

承継会社等の普通株式とする。

- (3) 承継会社等の新株予約権の目的たる株式の数

承継会社等の新株予約権の行使により交付される承継会社等の普通株式の数は、当該組織再編行為の条件を勘案の上、本新株予約権付社債の要項を参照して決定するほか、以下に従う。なお、転換価額は上記「2.新株予約権の行使時の払込金額」(3)乃至と同様の調整に服する。

合併、株式交換、株式移転又は株式交付の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に得られる数の当社普通株式の保有者が当該組織再編行為において受領する承継会社等の普通株式の数を受領できるように、転換価額を定める。当該組織再編行為に際して承継会社等の普通株式以外の証券又はその他の財産が交付されるときは、当該証券又は財産の公正な市場価値を承継会社等

の普通株式の時価で除して得られる数に等しい承継会社等の普通株式の数を併せて受領できるようにする。

その他の組織再編行為の場合には、当該組織再編行為の効力発生日の直後に承継会社等の新株予約権を行使したときに、当該組織再編行為の効力発生日の直前に本転換社債型新株予約権を行使した場合に本新株予約権付社債の所持人が得ることのできる経済的利益と同等の経済的利益を受領できるように、転換価額を定める。

(4) 承継会社等の新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額又はその算定方法

承継会社等の新株予約権1個の行使に際しては、各本社債を出資するものとし、承継会社等の新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、各本社債の金額と同額とする。

(5) 承継会社等の新株予約権を行使することができる期間

当該組織再編行為の効力発生日又は承継会社等の新株予約権を交付した日のいずれか遅い日から、「3. 新株予約権の行使期間」に定める本転換社債型新株予約権の行使期間の満了日までとし、「3. 新株予約権の行使期間」に準ずる制限に服する。

(6) 承継会社等の新株予約権の行使の条件

上記「新株予約権の行使の条件」欄に準じて決定する。

(7) 承継会社等の新株予約権の取得条項

定めない。

(8) 承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

承継会社等の新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 組織再編行為が生じた場合

本項の規定に準じて決定する。

(10) その他

承継会社等の新株予約権の行使により承継会社等が交付する承継会社等の普通株式の数につき、1株未満の端数が生じた場合は、会社法の規定に基づいて現金により精算する（承継会社等が単元株制度を採用している場合において、承継会社等の新株予約権の行使により単元未満株式が発生する場合には、会社法に定める単元未満株式の買取請求権が行使されたものとして現金により精算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。）。また、当該組織再編行為の効力発生日時点における本新株予約権付社債の所持人は、本社債を承継会社等の新株予約権とは別に譲渡することができないものとする。かかる本社債の譲渡に関する制限が法律上無効とされる場合には、承継会社等が発行する本社債と同様の社債に付された承継会社等の新株予約権を、当該組織再編行為の効力発生日直前の本新株予約権付社債の所持人に対し、本転換社債型新株予約権及び本社債の代わりに交付できるものとする。

## 6. 償還の方法

(1) 償還金額

各社債の金額100円につき金100円

但し、繰上償還の場合は、(2) に定める金額による。

(2) 社債の償還の方法及び期限

本社債は、2028年5月29日（償還期限）にその総額を各社債の金額100円につき金100円で償還する。

繰上償還事由

( ) 組織再編行為による繰上償還

イ 組織再編行為（以下に定義する。）が当社の株主総会で承認された場合（株主総会の承認が不要な場合は当社の取締役会で決議された場合。かかる承認又は決議がなされた日を、以下「組織再編行為承認日」という。）において、承継会社等（以下に定義する。）の普通株式がいずれの金融商品取引所にも上場されない場合には、当社は本新株予約権付社債権者に対して償還日（当該組織再編行為の効力発生日前の日とする。）の30日前までに通知の上、残存する本社債の全部（一部は不可）を、以下の償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 上記償還に適用される償還金額は、参照パリティ（下記八に定義する。）が100%を超える場合には、各社債の金額100円につき金100円に参照パリティを乗じた額とし、参照パリティが100%以下となる場合には、各社債の金額100円につき金100円とする。

八 参照パリティは、以下に定めるところにより決定された値とする。

(a) 当該組織再編行為に関して当社普通株式の株主に支払われる対価が金銭のみである場合

当該普通株式1株につき支払われる当該金銭の額を当該組織再編行為承認日時点で有効な転換価額（「2.新株予約権の行使時の払込金額」(2)に定義する。）で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）

(b) (a) 以外の場合

会社法に基づき当社の取締役会その他の機関において当該組織再編行為に関して支払われ若しくは交付される対価を含む条件が決議又は決定された日（決議又は決定された日よりも後に当該組織再編行為の条件が公表される場合にはかかる公表の日）の直後の取引日（東京証券取引所において売買立会が行われる日をいう。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含む。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとする。以下同じ。）に始まる5連続取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値を、当該5連続取引日の最終日時点で有効な転換価額で除して得られた値（小数第5位まで算出し、小数第5位を四捨五入し、これを百分率で表示する。）とする。当該5連続取引日において「2.新株予約権の行使時の払込金額」(3)（ ）、（ ）、（ ）及び に記載の転換価額の調整事由が生じた場合には、当該5連続取引日の当社普通株式の普通取引の終値の平均値は「2.新株予約権の行使時の払込金額」(3)に記載の転換価額の調整条項に準じて合理的に調整されるものとする。

二 それぞれの用語の定義は以下のとおりとする。

(a) 組織再編行為

当社が消滅会社となる合併契約の締結、当社が分割会社となる吸収分割契約の締結若しくは新設分割計画の作成又は当社が他の会社の完全子会社となる株式交換契約の締結、株式移転計画の作成若しくは株式交付親会社が当社の発行済株式の全部を取得することを内容とする株式交付計画の作成又はその他の日本法上の会社組織再編手続で、かかる手続により本社債に基づく当社の義務が他の会社に引き受けられることとなるものをいう。

(b) 承継会社等

当社による組織再編行為に係る吸収合併存続会社若しくは新設合併設立会社、吸収分割承継会社若しくは新設分割設立会社、株式交換完全親会社、株式移転完全親会社、株式交付親会社又はその他の日本法上の会社組織再編手続におけるこれらに相当する会社のいずれかであって、本社債に基づく当社の義務を引き受けるものをいう。

ホ 当社は、本号( )イに定める通知を行った後は、当該通知に係る繰上償還通知を撤回又は取り消すことはできない。

( ) 公開買付けによる上場廃止に伴う繰上償還

イ 当社普通株式について金融商品取引法に基づく公開買付けがなされ、当社が当該公開買付けに賛同する意見を表明し、当該公開買付けの結果、当社普通株式が上場されているすべての日本の金融商品取引所においてその上場が廃止となる可能性があることを当社又は公開買付者が公表又は容認し（但し、当社又は公開買付者が、当該公開買付け後も当社普通株式の上場を維持するよう努力する旨を公表した場合を除く。）、かつ公開買付者が当該公開買付けにより当社普通株式を取得した場合、当社は、本新株予約権付社債権者に対して当該公開買付けによる当社普通株式の取得日（当該公開買付けに係る決済の開始日を意味する。）から15日以内に通知の上、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号( )に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

ロ 本号( )及び( )の両方に従って本社債の償還を義務付けられる場合、本号( )の手続が適用される。但し、組織再編行為により当社普通株式の株主に支払われる対価を含む条件が公表される前に本号( )に基づく通知が行われた場合には、本号( )の手続が適用される。

( ) スクイズアウト事由による繰上償還

当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式のすべてを対価をもって取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合（以下「スクイズアウト事由」という。）、当社は、本新株予約権付社債権者に対して、実務上可能な限り速やかに、但し、当該スクイズアウト事由の発生日から14日以内に通知した上で、当該通知において指定した償還日（かかる償還日は、当該スクイズアウト事由に係る当社普通株式の取得日又は効力発生日より前で、当該通知の日から14営業日目以降30営業日目までのいずれかの日とする。）に、残存する本社債の全部（一部は不可）を、本号( )に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還するものとする。

( ) 支配権変動事由による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、支配権変動事由（下記口に定義する。）が生じた場合、当該事由が生じた日後いつでも、その選択により、当社に対し、あらかじめ書面により通知し、当該通知日から30日以上60日以内の日を償還日として、その保有する本社債の全部又は一部を、本号（ ）に記載の償還の場合に準ずる方式によって算出される償還金額で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有するものとする。
- ロ 「支配権変動事由」とは、特定株主グループ（当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含む。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。））の株券等保有割合（同法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいう。）が50%超となった場合をいう。
- （ ）社債権者の選択による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、2027年5月29日（但し、同日に先立ち財務制限条項抵触事由（下記口に定義する。）が生じた場合には、当該事由が生じた日）以降、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ロ 「財務制限条項抵触事由」とは、当社の2023年12月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益若しくは経常損益が2期連続して損失となった場合、又は、当社の2023年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合をいう。
- （ ）上場廃止事由等又は監理銘柄指定による繰上償還

- イ 本新株予約権付社債権者は、当社普通株式について、上場廃止事由等（下記口に定義する。）が生じた若しくは生じる合理的な見込みがある場合、又は東京証券取引所による監理銘柄への指定がなされた若しくはなされる合理的な見込みがある場合には、その選択により、当社に対して、償還すべき日の15営業日以上前に事前通知を行った上で、当該繰上償還日に、その保有する本新株予約権付社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で繰上償還することを、当社に対して請求する権利を有する。
- ロ 「上場廃止事由等」とは、当社又はその企業集団に、東京証券取引所有価証券上場規程第601条第1項各号に定める事由が発生した場合、又は、当社が本新株予約権付社債の払込期日以降その事業年度の末日現在における財務諸表又は連結財務諸表において債務超過となる場合において、当該事業年度の末日の翌日から起算して6ヶ月を経過する日までの期間において債務超過の状態でなくならなかった場合をいう。

本項に定める償還すべき日が銀行休業日に当たるときは、その前銀行営業日にこれを繰り上げる。

### (3) 買入消却

当社及びその子会社（以下に定義する。）は、本新株予約権付社債権者と合意の上、随時本新株予約権付社債をいかなる価格でも買入れることができる。

当社又はその子会社が本新株予約権付社債を買入れた場合には、当社は、いつでも、その選択により（当社の子会社を買入れた場合には、当該子会社より消却のために当該本新株予約権付社債の交付を受けた後）、当該本新株予約権付社債に係る本社債を消却することができ、かかる消却と同時に当該本新株予約権付社債に係る本転換社債型新株予約権は消滅する。

「子会社」とは、会社法第2条第3号に定める子会社をいう。

## 7. 本転換社債型新株予約権の行使に関するその他の合意事項

当社は、割当先との間で2023年5月12日付で締結した本引受契約において、本転換社債型新株予約権の行使について以下のとおり合意した。なお、本転換社債型新株予約権を割当先に割り当てた日は2023年5月29日であります。

- (1) 割当先は、2023年5月30日から2025年5月29日までの期間は、本転換社債型新株予約権を行使しません。
- (2) 割当先は、本転換社債型新株予約権に係る行使請求をしようとする日において当該日の前取引日における当社普通株式の普通取引の終値（当該日の前取引日に終値がない場合には、当該日に先立つ直近の取引日における終値）が、本転換社債型新株予約権の当該行使請求をしようとする日において有効な転換価額に1.2を乗じて得た金額（1円未満は切り捨てる）を下回る場合には、本転換社債型新株予約権を行使しません。但し、割当先が本転換社債型新株予約権に係る行使請求をしようとする場合において、当該転換により取得することとなる当社の普通株式の数と当該転換の時点までに割当先が取得した当社の普通株式の数の累計数が、当該転換の時点までに割当先が売却した当社の普通株式の数の累計数を超えない範囲（なお、の累計数がの累計数を超過する場合であって、当該超過する数が、当該行使請求をしようとする日において有効な本転換社債型新株予約権の1個当たりの目的となる当社の普通株式の数を下回る場合を含むものとします。）においては、割当先は、当該転換を行うことができます。

(3) 上記(1)及び(2)にかかわらず、当社の2023年12月期以降の連結の通期の損益計算書に記載される営業損益又は経常損益が2期連続で損失となった場合、当社の2023年12月期以降の各事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額が、直前の事業年度末日における連結の通期の貸借対照表に記載される純資産合計の額の75%を下回った場合、本引受契約に定める前提条件が払込期日において満たされていなかったことが判明した場合、当社が本引受契約上の義務又は表明・保証の重要な違反をした場合、又は当社が割当先の本転換社債型新株予約権を行使することに合意した場合には、割当先は、その後いつでも本転換社債型新株予約権を行使できます。上記乃至のいずれかの要件を充足し、本新株予約権が行使可能となった場合には、プレスリリースにて開示いたします。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】  
該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数(株)	発行済株式総数 残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額(千円)	資本準備金残 高(千円)
2021年1月1日～ 2021年12月31日 (注)1	175,100	5,695,500	16,138	385,260	16,138	316,110
2022年1月1日～ 2022年12月31日 (注)1	53,400	5,748,900	4,975	390,235	4,975	321,085
2023年1月1日～ 2023年12月31日 (注)1	24,300	5,773,200	2,234	392,469	2,234	323,319
2024年1月1日～ 2024年12月31日 (注)1、2	36,400	5,809,600	4,414	396,884	4,414	327,734
2025年1月1日～ 2025年12月31日 (注)1、2	19,900	5,829,500	3,745	400,629	3,745	331,479

(注)1. 新株予約権の行使による増加であります。  
2. 譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2025年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満株 式の状況 (株)
	政府及び地 方公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数(人)	-	1	17	41	22	13	3,457	3,551	-
所有株式数 (単元)	-	146	4,529	7,851	1,421	70	44,240	58,257	3,800
所有株式数の割 合(%)	-	0.3	7.8	13.5	2.4	0.1	75.9	100	-

(注) 自己株式168株は、「個人その他」に1単元、「単元未満株式の状況」に68株含まれております。

## (6) 【大株主の状況】

2025年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	発行済株式(自己株式を除く。)の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
御手洗 大祐	長野県塩尻市	963,600	16.53
平井 康博	岡山県岡山市中区	783,100	13.43
田近 泰治	東京都新宿区	526,500	9.03
株式会社創世	長野県塩尻市大門八番町1-28	368,000	6.31
アイ・マーキュリーキャピタル株式 会社	東京都渋谷区渋谷2丁目24-12	291,300	4.99
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	260,058	4.46
門田 洋	神奈川県小田原市	140,000	2.40
JPMorgan証券株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目7-3 東 京ビルディング	64,700	1.11
楽天証券株式会社	東京都港区南青山2丁目6番21号	59,300	1.01
林 倫弘	愛知県名古屋市昭和区	49,000	0.84
計	-	3,505,558	60.13

(注) 1. 発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切り捨てて表示しております。

2. 2025年6月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、平井康博氏が2025年6月23日現在で以下の株式を所有している旨が記載されておりますが、当社として2025年12月31日現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記「大株主の状況」では考慮していません。

なお、当該変更報告書の内容は以下のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (株)	株券等保有割合 (%)
平井 康博	Wattana, Bangkok Kingdom of Thailand	1,154,400	19.86

(7) 【議決権の状況】  
【発行済株式】

2025年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 100	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 5,825,600	58,256	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	普通株式 3,800	-	-
発行済株式総数	5,829,500	-	-
総株主の議決権	-	58,256	-

(注) 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式68株が含まれております。

## 【自己株式等】

2025年12月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
rakumo株式会社	東京都千代田区麹町三丁目2番地	100	-	100	0.00
計	-	100	-	100	0.00

## 2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	49	50,862
当期間における取得自己株式	-	-

(注) 当期間における取得自己株式には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(円)	株式数(株)	処分価額の総額(円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(-)	-	-	-	-
保有自己株式数	168	-	168	-

(注) 当期間における保有自己株式数には、2026年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

## 3【配当政策】

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営上重要な施策の一つとして位置付けております。売上高及び営業利益が共に過去最高を更新している順調な事業成長の状況を踏まえて、成長投資、資本効率及び株主還元のバランスを考慮しつつ、安定的かつ継続的な配当を行っていく方針であります。また、2027年12月期における配当性向30%を目標としております。

なお、自己株式の取得につきましても、余剰資金が生じる場合には、株式の流動性及び株価状況について考慮しながら、機動的に実施していく方針であります。

加えて、株主の皆様への一層の還元を図るべく、株主優待制度を導入し、総還元性向の向上に寄与しております。詳細につきましては、2026年2月12日公表の「株主優待制度の新設に関するお知らせ」をご参照ください。

当社は、期末配当の年1回を基本的な方針としておりますが、「取締役会の決議により、毎年6月30日を基準日として中間配当を行うことができる。」旨を定款に定めております。配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)
2026年3月26日 定時株主総会決議	52,463	9



## ロ．監査役会

当社の監査役会は、原則として月に1回開催し、監査に関する重要事項の報告、協議及び決議、並びに監査実施状況等、監査役相互の情報共有を図っております。

監査役は、取締役会、経営会議、その他重要会議に出席し、業務執行状況の把握に努めております。

(監査役会構成員の氏名等)

議長：常勤監査役 秦美佐子(社外監査役)

構成員：監査役 野口誉成(社外監査役)、監査役 中野玲也(社外監査役)

## ハ．経営会議

当社の経営会議は、原則として月に2回開催しております。経営会議は、各部門の業務執行状況の報告及び経営上の重要事項の審議・決議及び報告を行い、迅速かつ効率的な経営管理体制の確立、情報の共有と内部統制機能の強化を図っております。

また、経営会議には、社外監査役が出席し、助言・提言等を行っております。なお、社外取締役は必要に応じて出席し、助言・提言等を行っております。

(経営会議構成員の氏名等)

議長：取締役 石曽根健太

構成員：代表取締役 清水孝治、取締役 石田和也、社外監査役 秦美佐子、子会社取締役 田近泰治、他 執行役員等

## ニ．報酬委員会

当社は、役員報酬決定プロセスの透明性と客観性の向上を図るため、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会を設置しております。報酬委員会は、1年に1回以上開催することとし、役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定を行っております。

(報酬委員会構成員の氏名等)

議長：代表取締役 清水孝治

構成員：取締役 金子昌史(社外取締役)、常勤監査役 秦美佐子(社外監査役)、監査役 野口誉成(社外監査役)、監査役 中野玲也(社外監査役)

(注) 各監査役はアドバイザーとしての出席であり、報酬委員会での議決権を有していません。

## ホ．当該体制を採用する理由

当社は、取締役による迅速かつ確かな意思決定による業務執行を行う一方、適正な監督・監視が可能な経営体制により、コーポレート・ガバナンスの充実に図り、実効性を高める体制として、監査役会設置会社の体制を採用しております。

当社は、社外取締役を含めた取締役会における意思決定と業務執行及び相互牽制による監視を行いつつ、社外監査役による経営監視を十分機能させることで監視・監査機能の充実と意思決定の透明性を確保しております。

## 企業統治に関するその他の事項

### ア．内部統制システムの整備の状況

当社の内部統制システムの整備の状況は、以下のとおりであります。

#### イ．取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス原則」を制定し、全社に周知・徹底する。
- (2) コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築・維持にあたる。
- (3) コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
- (4) 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。
- (5) 当社グループの健全な会社経営のため、反社会的勢力とは決して関わりを持たず、また不当な要求には断固としてこれを拒絶する。

#### ロ．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、適切に保存及び管理を行う。
- (2) 取締役及び監査役は、これらの文書等を、常時閲覧できるものとする。

### ハ．損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク・コンプライアンス規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。
- (2) リスク・コンプライアンス委員会を設置し、事業活動における各種リスクに対する予防・軽減体制の強化を図る。

ニ．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、代表取締役及び業務執行取締役の業務執行機能を分離する。
- (2) 取締役会規程、組織規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
- (3) 取締役会を毎月1回定期的に開催するほか必要に応じて適宜臨時に開催する。

ホ．当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 子会社の事業展開及び事業計画の進捗を把握・管理するために、当社が定める関係会社管理規程に基づき、当社に事前の承認・報告する事項を定め、管理を行う。
- (2) 取締役会は、当社グループの予算及び中期経営計画を決議し、経営管理部門はその推進状況を毎月取締役会に報告する。
- (3) 内部監査担当者は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。

ヘ．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議の上、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助に当たらせる。

ト．監査役がその職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査役より監査役の補助の要請を受けた使用人は、取締役及び上長の指揮・命令は受けないものとする。
- (2) 当該使用人の人事異動及び考課については、監査役の同意を得るものとする。

チ．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- (2) 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。
- (3) 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

リ．監査役に報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は内部通報管理規程を含め、監査役に報告した者に対し、当該通報・報告をしたことを理由として、解雇その他不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを取締役及び使用人に周知徹底する。

ヌ．監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役からその職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求があった場合には、当該請求に係る費用または債務等が監査役がその職務の執行に必要でないとして認められた場合を除き、速やかにこれに応じる。

ル．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- (2) 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- (3) 監査役は、会計監査人及び内部監査担当者と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- (4) 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

ヲ．反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況

(1) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループは、反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針としております。

(2) 反社会的勢力排除に向けた整備状況

社内規程類の整備状況

当社は、反社会的勢力の対応に関する規程類として、反社会的勢力対策規程及び反社会的勢力調査マニュアルを定めております。

社内体制

当社は、反社会的勢力への対応部署を経営管理部門としております。また、各取引先との契約においては、反社会的勢力排除条項を設けるなど、その徹底を図っております。

外部の専門機関との連携状況

警視庁をはじめとする各都道府県警察本部及び所轄警察署、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等と連携し、調査を進める体制を築いております。

b リスク管理体制の整備の状況

当社は、企業経営や災害・事故、社会環境等、当社を取り巻く様々なリスクへの発生防止や対応等、必要な措置を行うため、「リスク・コンプライアンス規程」を制定しております。リスク・コンプライアンス委員会を設置の上、年に2回開催し、具体的な検討事項を各部門にて対応しております。当社に大きな影響を及ぼすリスクに対しては、リスク・コンプライアンス委員会主導のもと、適切な対応を図るべく、組織体制整備の充実に努めております。

c 提出会社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社の子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況といたしましては、「関係会社管理規程」に基づき、子会社における業務の適正性を管理できる体制としております。

子会社の経営会議への出席や、業績及び経営課題に関する適時の報告・相談等を通じて、子会社の経営状況を把握し、適宜指導を行う体制を構築しております。当社の取締役会においては、子会社の業務執行状況について報告、討議等を行い、適宜適切な対応を実施しております。

また、子会社に対して当社の内部監査担当者及び当社の常勤監査役が直接監査を実施することができる体制を構築しております。

責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

#### 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役、監査役及び会社法上の重要な使用人であり、被保険者は保険料を負担していません。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。

ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、被保険者の背信行為もしくは犯罪行為又は故意による法令違反の場合や、保険開始日前に既に発生している損害賠償請求等は保険の対象としないこととしております。

#### 取締役の定数

当社の取締役は7名以内とする旨定款に定めております。

#### 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。

また、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする旨定款に定めております。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 中間配当

当社は、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年6月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を可能にするためであります。

#### 自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

#### 取締役及び監査役の実任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

取締役会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を18回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

役職 (当事業年度末時点)	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	清水 孝治	14回	14回
取締役会長	御手洗 大祐	18回	17回
取締役	石田 和也	18回	18回
取締役	石曾根 健太	18回	18回
社外取締役	金子 昌史	18回	18回

(注) 清水孝治氏は、2025年3月25日開催の第21回定時株主総会において新たに選任されたため、取締役の就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。

取締役会における具体的な検討内容としては、株主総会に関する事項、決算・財務に関する事項、年度予算の策定及び予算の進捗状況、経営戦略に関する事項、M&Aに関する事項、重要な業務提携に関する事項、株主還元施策、資本政策、資金調達に関する事項、株式に関する事項、組織・人事関連を含むコーポレート・ガバナンスに関する事項、コンプライアンス及びリスク管理を含めた内部統制システムの運用状況等であります。これらについて活発な議論を行うほか、月次の財務状況、職務執行状況、内部監査等について適宜、報告を受けております。

報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は報酬委員会を1回開催しており、個々の委員の出席状況については次のとおりであります。

役職 (当事業年度末時点)	氏名	開催回数	出席回数
代表取締役社長	清水 孝治	1回	1回
社外取締役	金子 昌史	1回	1回
社外監査役	秦 美佐子	1回	1回
社外監査役	野口 誉成	1回	1回
社外監査役	中野 玲也	1回	1回

報酬委員会における具体的な検討内容として、役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬について審議・決定を行っております。

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性6名 女性1名 (役員のうち女性の比率14.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役社長 グループCEO	清水 孝治	1977年11月5日生	2001年4月 ニフティ株式会社入社 2014年4月 Jibe Mobile株式会社(現 Automagi株式会社)入社 2014年7月 同社取締役 2021年1月 SREホールディングス株式会社入社 2023年6月 同社常務執行役員 2024年10月 当社入社 事業担当執行役員COO 2025年3月 当社代表取締役社長グループCEO(現任)	(注3)	2,700
取締役 CTO プロダクト部長	石田 和也	1982年11月2日生	2005年4月 株式会社アイ・デザイン・システムズ(現株式会社ディー・ビー・アイ)入社 2010年4月 株式会社日本技芸(現当社)入社 2013年9月 当社プロダクト部長 2020年1月 当社執行役員プロダクト部長 2022年3月 当社取締役CTOプロダクト部長(現任)	(注3)	7,300
取締役 CFO	石曾根 健太	1987年5月18日生	2013年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2016年8月 公認会計士登録 2022年1月 当社入社 経営管理部長 2024年1月 当社執行役員経営管理部長 2024年3月 当社取締役CFO経営管理部長 2025年9月 当社取締役CFO(現任)	(注3)	1,900
取締役	金子 昌史	1986年5月20日生	2009年4月 JPMorgan証券株式会社入社 2015年4月 株式会社ストライプインターナショナル入社 2018年6月 株式会社アドバンテッジパートナーズ入社 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社出向 2023年12月 アドバンテッジアドバイザーズ株式会社 ディレクター 2024年3月 当社 社外取締役(現任) 2025年8月 株式会社ZEN設立、代表取締役(現任)	(注4)	-
常勤監査役	秦 美佐子 (戸籍名: 小野 美佐子)	1982年8月31日生	2005年12月 優成監査法人(現太陽有限責任監査法人) 入所 2010年2月 公認会計士登録 2010年10月 公認会計士秦美佐子事務所設立 所長(現任) 2019年3月 当社常勤社外監査役(現任)	(注5)	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
監査役	野口 誉成	1971年4月3日生	1996年4月 日本オラクル株式会社入社 2001年4月 Oracle Corporation転籍 2006年4月 日本オラクル株式会社転籍 2014年12月 株式会社VOYAGE GROUP（現株式会社CARTA HOLDINGS）常勤社外監査役（現任） 2016年6月 株式会社ピーシーデポコーポレーション社外監査役（現任） 2017年8月 当社社外監査役（現任） 2022年12月 PicoCELA株式会社社外監査役（現任）	(注5)	-
監査役	中野 玲也	1984年8月17日生	2011年12月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 2012年1月 森・濱田松本法律事務所入所 2019年6月 米国ニューヨーク州弁護士登録 2019年12月 株式会社Amazia社外取締役（現任） 2022年1月 森・濱田松本法律事務所パートナー（現任） 2024年3月 当社社外監査役（現任）	(注5)	-
計					11,900

- (注) 1. 取締役金子昌史は、社外取締役であります。
2. 監査役秦美佐子、野口誉成、中野玲也は、社外監査役であります。
3. 2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
4. 2026年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、1年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。
5. 2024年3月26日開催の定時株主総会終結の時から、4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会の終結の時までであります。

#### 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

社外取締役及び社外監査役について、独自の独立性判断基準を定めておりませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準を参考しております。経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を社外取締役及び社外監査役として選任しております。

社外取締役金子昌史は、事業会社や上場企業成長支援会社において、M&A、経営企画、事業成長、生産性改善等、企業経営に関する豊富な経験と幅広い見識を有しており、それらをもとに経営全般の観点から、取締役の職務執行に対する監督、助言等いただくことが期待できることから、適任と判断しております。

社外監査役秦美佐子は、公認会計士として財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役野口誉成は、内部監査業務における長年の実務経験や、他社の常勤監査役及び非常勤監査役として豊富な経験を有しており、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役中野玲也は、弁護士として企業法務に関する相当程度の知見を有し、その専門的知識や経験を当社の監査体制に活かすことが期待できることから、適任と判断しております。なお、同氏と当社との間に人的関係、資本的関係または取引関係その他の利害関係はありません。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役及び社外監査役は、取締役会を通じて内部監査計画及び内部監査の状況、内部統制の運用状況、監査役監査及び会計監査の結果について適宜報告を受けております。

また、社外取締役は、定期的に常勤監査役及び内部監査担当者から内部監査の状況や監査役監査の状況及び会計監査の状況等について情報共有しております。

社外監査役は、原則として毎月1回開催される監査役会において常勤監査役から監査役監査の状況、内部監査の状況及び会計監査の状況の情報共有を行っております。また、定期的に会計監査人から直接監査計画や監査手続の概要等について説明を受けるとともに、監査結果の報告を受けております。

## (3) 【監査の状況】

## 監査役監査の状況

当社における監査役監査は、常勤監査役（社外監査役）1名及び非常勤監査役（社外監査役）2名で、毎期策定される監査計画に基づき、監査活動を行っております。取締役会や重要会議への出席、重要書類の閲覧、意見聴取、子会社調査等を通じて取締役の職務執行の適法性を監査しており、会計監査人に対しても定期的に意見交換や会計監査の立会等を行っております。

また、内部監査担当及び会計監査人とは、監査の相互補完及び効率性の観点から必要な情報を交換するため定期的な協議を行い、相互連携を図ることにより監査の実効性を高めております。

なお、常勤監査役秦美佐子は、公認会計士の資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。また、監査役中野玲也は、弁護士の資格を有し、企業法務に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を13回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
秦 美佐子	13回	13回
野口 誉成	13回	13回
中野 玲也	13回	13回

監査役会における具体的な検討内容として、監査方針や監査計画の策定、取締役の職務執行の法令及び定款への遵守状況、会計監査人の評価や報酬等の同意、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況等について協議・検討等を行っております。

また、常勤監査役の活動として、取締役その他の使用人等との意思疎通、取締役会等の重要会議への出席、重要書類の閲覧、会計監査人からの監査報告の確認等を行っております。

## 内部監査の状況

当社における内部監査は、内部監査規程に基づき代表取締役が任命した、被監査部門から独立した外部パートナー及び内部監査責任者が担当しております。内部監査担当者は、各部門及び子会社の監査を、内部監査規程及び年度計画に基づいて行い、監査の結果を代表取締役及び常勤監査役に報告しております。また、各部門及び子会社へ監査結果の報告、改善事項の指摘、指導等を行っております。

なお、内部監査担当者は、監査役や会計監査人とも密接な連携をとっており、監査に必要な情報の共有化を図っております。また、監査役や会計監査人は、内部監査の状況を適時に把握できる体制になっております。

内部監査担当者が取締役会へ直接報告を行う仕組みはありませんが、内部監査担当者からの報告を受けた代表取締役及び常勤監査役より、必要に応じて取締役会へと情報が共有されることで、内部監査の実効性の確保をしております。

## 会計監査の状況

## a. 監査法人の名称

和泉監査法人

## b. 継続監査期間

3年間

## c. 業務を執行した公認会計士

飯田 博士

石田 真也

なお、監査業務を執行した公認会計士について、継続監査期間が7年を超える者はありませんので、年数の記載を省略しております。

d . 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士2名、会計士試験合格者等1名、その他3名であります。

e . 監査法人の選定方針と理由

当社は、監査法人の品質管理体制、独立性、専門性及び監査報酬等を総合的に勘案し、選定しております。

f . 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役及び監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」を参考に、監査法人に対して評価項目を設定し、監査法人の評価を実施しております。その基準に基づき、監査法人との定期的な意見交換や監査実施状況等を通じて、独立性や専門性の有無について確認を行っており、独立性・専門性共に問題は無いものと評価しております。

監査報酬の内容等

a . 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
提出会社	19,000	-	19,000	-
連結子会社	-	-	-	-
計	19,000	-	19,000	-

b . 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬(a.を除く)

該当事項はありません。

c . その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d . 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、当社の事業規模や業務の特性、監査証明業務に係る監査計画、監査内容、人員数、監査日数等を勘案し、監査法人との協議及び監査役会の同意を得た上で決定しております。

e . 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、監査役及び監査役会による会計監査人の総合的な評価、会計監査人との監査契約との内容に照らして、監査計画の内容、報酬単価の妥当性及び報酬見積りの算出根拠等を総合的に検討した結果、当該報酬の額は相当であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

イ．役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2020年5月25日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、2024年2月16日開催の取締役会において、譲渡制限付株式報酬制度を導入するため、決定方針の改定を決議しております。

役員報酬の内容は、固定報酬、賞与及び譲渡制限付株式報酬から構成されております。なお、業績連動報酬については採用しておりません。

a．基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、業界水準、当社業績、各取締役に求められる職責及び能力等、諸般の事情を考慮し決定することとしております。

賞与につきましては、あらかじめ基準額を定めず、当社業績及び各役員の業績への寄与度を考慮し、支給する場合にはその都度、支給額を決定することとしております。

取締役の個人別の報酬等の決定に関して、取締役会は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会へ委任し、決定することとしております。

b．非金銭報酬等の内容及び額もしくは数またはその算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、社外取締役を除く取締役及び執行役員を対象に、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

付与株式数及び内容については、月次の基本報酬を基礎として役職別に規定された係数を乗じて算出した金額を基に決定することとします。

取締役は、当社の株式の交付日から、当社の取締役その他当社取締役会で定める地位を退任する日までの間、当該株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこととします。また、当社は、正当な理由によらない役務提供期間途中の退任、法令又は社内規則の違反その他の当該株式を無償取得することが相当である事由として当社の取締役会で定める事由に該当した場合、当該株式を無償で取得します。

c．監査役報酬

監査役の報酬は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、監査役会において協議し、監査役全員の同意のもと、個別の報酬額を決定しております。監査役報酬の内容は、固定報酬のみで構成されており、業務分担の状況等を勘案し、決定することとしております。

ロ．取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額100,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名です。

なお、社外取締役を除く取締役については、2024年3月26日開催の第20回定時株主総会において、上記の取締役の報酬限度額とは別枠で、譲渡制限付株式付与のために支給する金銭報酬の総額を年額10,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は4名であり、対象取締役は3名であります。

監査役の報酬限度額は、2020年5月25日開催の臨時株主総会において、年額20,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は3名です。

ハ．当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、取締役の個人別の報酬等の決定に関して、社外役員を構成員の過半数とする任意の報酬委員会において、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で委任しております。

a．報酬委員会の構成

議長：代表取締役社長グループCEO 清水孝治

構成員：取締役 金子昌史（社外取締役）、常勤監査役 秦美佐子（社外監査役）、

監査役 野口誉成（社外監査役）、監査役 中野玲也（社外監査役）

b．委任された権限の内容

役員報酬の構成や支給基準、各取締役の報酬額の決定を行っております。

c．権限を委任した理由

独立社外役員の適切な関与・助言を得て、個人別の報酬等の決定に関する手続きの妥当性や審議プロセスの透明性・実効性を担保するためであります。

d. 報酬委員会の権限が適切に行使されるようにするための措置

報酬委員会は代表取締役及び監査役を含む社外役員にて構成され、社外役員が過半数となっております。同委員会に出席する取締役は議決権を持ち、監査役はアドバイザーとして参加しております。同委員会において直接議論を交わし、出席取締役は監査役を含めた各意見を尊重した上で、当該取締役の過半数をもって取締役の個人別の報酬額を決定することとしております。

二. 当事業年度に係る役員の報酬等の額の決定過程における取締役会及び報酬委員会の活動内容

当事業年度の実績の報酬等の額の決定過程における取締役会の活動は以下のとおりであります。

- ・2025年3月25日開催の実績の取締役会において、取締役の固定報酬額及び非金銭報酬の決定を報酬委員会に一任する決議を行っております。

当事業年度の実績の報酬委員会の報酬等の額の決定過程における報酬委員会の活動は以下のとおりであります。

- ・2025年3月25日開催の実績の報酬委員会において、取締役の個人別の固定報酬額及び非金銭報酬を決定しております。

ホ. 当事業年度に係る個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会の委任決議に基づき、報酬委員会において個人別の報酬等の内容が決定されていることから、当該方針に沿うものであると判断しております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	賞与	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く)	48,731	44,325	-	4,406	4
監査役 (社外監査役を除く)	-	-	-	-	-
社外役員	11,025	11,025	-	-	4

役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的の株式及び純投資目的以外の目的の株式のいずれも保有しておりません。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

該当事項はありません。

- b . 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

なお、投資有価証券勘定には投資事業有限責任組合への出資として1銘柄がありますが、保有株式ではありません。

- c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したものの

該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したものの

該当事項はありません。

## 第5【経理の状況】

### 1．連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

### 2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2025年1月1日から2025年12月31日まで）の財務諸表について、和泉監査法人による監査を受けております。

### 3．連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、会計基準の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、同機構や監査法人及び各種団体が主催する研修・セミナー等へ参加するとともに、監査法人との綿密な連携及び情報の共有化を図り、必要な対応を行っております。

## 1【連結財務諸表等】

## (1)【連結財務諸表】

## 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	2,284,300	1,818,791
売掛金	51,104	168,746
仕掛品	411	312
貯蔵品	162	135
その他	54,513	75,465
貸倒引当金	-	49,561
流動資産合計	2,390,493	2,013,889
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	33,996	49,482
減価償却累計額	19,293	23,797
建物附属設備(純額)	14,702	25,685
車両運搬具	-	899
減価償却累計額	-	197
車両運搬具(純額)	-	702
工具、器具及び備品	36,360	39,439
減価償却累計額	31,065	33,546
工具、器具及び備品(純額)	5,295	5,892
有形固定資産合計	19,997	32,279
無形固定資産		
のれん	253,530	1,637,888
顧客関連資産	185,070	168,977
ソフトウェア	62,287	156,218
ソフトウェア仮勘定	36,496	44,921
無形固定資産合計	537,384	2,008,005
投資その他の資産		
投資有価証券	21,525	24,546
繰延税金資産	31,425	42,334
その他	26,348	44,051
投資その他の資産合計	79,300	110,932
固定資産合計	636,682	2,151,217
繰延資産		
社債発行費	5,147	3,603
新株予約権発行費	3,127	2,227
繰延資産合計	8,274	5,830
資産合計	3,035,451	4,170,937

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	45,658	61,155
1年内返済予定の長期借入金	-	111,156
未払法人税等	85,554	97,194
契約負債	613,025	693,154
賞与引当金	800	6,531
資産除去債務	-	2,489
その他	75,393	129,532
流動負債合計	820,431	1,101,213
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	500,000	500,000
長期借入金	-	605,089
繰延税金負債	61,908	53,166
資産除去債務	11,300	19,344
その他	7,313	5,106
固定負債合計	580,522	1,182,705
負債合計	1,400,953	2,283,919
<b>純資産の部</b>		
株主資本		
資本金	396,884	400,629
資本剰余金	357,734	361,479
利益剰余金	844,269	1,081,719
自己株式	178	229
株主資本合計	1,598,710	1,843,599
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	302	8
為替換算調整勘定	28,565	24,571
その他の包括利益累計額合計	28,867	24,563
新株予約権	6,919	18,855
純資産合計	1,634,497	1,887,017
負債純資産合計	3,035,451	4,170,937

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】  
【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,144,455	1,183,057
売上原価	492,247	541,013
売上総利益	951,208	1,289,044
販売費及び一般管理費	2,356,739	2,386,949
営業利益	383,468	428,094
営業外収益		
受取利息	945	3,703
助成金収入	-	8,400
その他	138	1,135
営業外収益合計	1,084	13,239
営業外費用		
支払利息	109	4,241
投資事業組合運用損	1,376	1,428
社債発行費償却	1,544	1,544
新株予約権発行費償却	2,345	2,901
事務所移転費用引当金繰入額	-	1,312
為替差損	3,052	53
その他	566	1,577
営業外費用合計	8,994	13,059
経常利益	375,558	428,274
税金等調整前当期純利益	375,558	428,274
法人税、住民税及び事業税	120,173	152,325
法人税等調整額	2,358	3,642
法人税等合計	122,532	155,968
当期純利益	253,026	272,306
非支配株主に帰属する当期純利益	-	-
親会社株主に帰属する当期純利益	253,026	272,306

## 【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
当期純利益	253,026	272,306
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	247	310
為替換算調整勘定	7,213	3,993
その他の包括利益合計	7,460	4,304
包括利益	260,486	268,002
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	260,486	268,002
非支配株主に係る包括利益	-	-

【連結株主資本等変動計算書】  
 前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	392,469	353,319	591,243	169	1,336,863
当期変動額					
新株の発行	4,414	4,414			8,829
親会社株主に帰属する当期純利益			253,026		253,026
自己株式の取得				8	8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	4,414	4,414	253,026	8	261,847
当期末残高	396,884	357,734	844,269	178	1,598,710

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	54	21,352	21,407	6,919	1,365,189
当期変動額					
新株の発行					8,829
親会社株主に帰属する当期純利益					253,026
自己株式の取得					8
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	247	7,213	7,460	-	7,460
当期変動額合計	247	7,213	7,460	-	269,307
当期末残高	302	28,565	28,867	6,919	1,634,497

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

(単位:千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	396,884	357,734	844,269	178	1,598,710
当期変動額					
新株の発行	3,745	3,745			7,490
剰余金の配当			34,856		34,856
親会社株主に帰属する当期純利益			272,306		272,306
自己株式の取得				50	50
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	3,745	3,745	237,449	50	244,888
当期末残高	400,629	361,479	1,081,719	229	1,843,599

	その他の包括利益累計額			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	302	28,565	28,867	6,919	1,634,497
当期変動額					
新株の発行					7,490
剰余金の配当					34,856
親会社株主に帰属する当期純利益					272,306
自己株式の取得					50
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	310	3,993	4,304	11,936	7,631
当期変動額合計	310	3,993	4,304	11,936	252,520
当期末残高	8	24,571	24,563	18,855	1,887,017

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	375,558	428,274
減価償却費	67,171	54,477
のれん償却額	36,519	96,811
貸倒引当金の増減額(は減少)	-	1,274
受取利息及び受取配当金	945	3,703
支払利息	109	4,241
売上債権の増減額(は増加)	808	16,559
棚卸資産の増減額(は増加)	41	127
仕入債務の増減額(は減少)	1,746	16,478
繰延資産償却額	3,889	4,446
株式報酬費用	899	16,388
賞与引当金の増減額(は減少)	3,343	5,731
投資事業組合運用損益(は益)	1,376	1,428
助成金収入	-	8,400
契約負債の増減額(は減少)	94,862	38,854
前払費用の増減額(は増加)	2,085	2,983
未収消費税等の増減額(は増加)	1,200	1,252
未収入金の増減額(は増加)	8	2,610
未払金の増減額(は減少)	548	15,498
未払費用の増減額(は減少)	8,273	2,011
未払消費税等の増減額(は減少)	295	9,843
未払法人税等(外形標準課税)の増減額(は減少)	640	842
預り金の増減額(は減少)	1,294	2,936
差入保証金の増減額(は増加)	-	172
仮受金の増減額(は減少)	-	1,272
その他の損益(は益)	412	2,335
小計	564,357	675,681
利息及び配当金の受取額	243	3,388
利息の支払額	116	4,221
法人税等の支払額	101,060	172,271
助成金の受取額	-	8,400
営業活動によるキャッシュ・フロー	463,423	510,975
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
有形固定資産の取得による支出	4,035	3,019
有形固定資産の売却による収入	-	136
投資有価証券の取得による支出	5,000	5,000
無形固定資産の取得による支出	61,385	111,843
有形固定資産の除却による支出	360	-
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	-	<sup>2</sup> 1,459,832
投資活動によるキャッシュ・フロー	70,781	1,579,559
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
長期借入れによる収入	-	700,000
長期借入金の返済による支出	10,000	58,200
株式の発行による収入	6,299	2,540
配当金の支払額	-	34,856
リース債務の返済による支出	-	1,014
新株予約権の発行による支出	-	1,982
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,701	606,486
現金及び現金同等物に係る換算差額	6,365	3,412
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	395,306	465,509
現金及び現金同等物の期首残高	1,837,942	2,233,248
現金及び現金同等物の期末残高	<sup>1</sup> 2,233,248	<sup>1</sup> 1,767,739

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 5社

主要な連結子会社の名称

RAKUMO COMPANY LIMITED (ベトナム)

株式会社スタートレ

上記のうち、株式会社スタートレについては、2025年7月1日に全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、株式会社エーエージェントシェアについては、2025年8月1日に全株式を取得したため、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

なお、当連結会計年度より、連結子会社である株式会社アイヴィジョンは決算日を6月30日から12月31日に変更しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資(金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの)については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

ロ 棚卸資産

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 2～15年

工具、器具及び備品 1～10年

車両運搬具 4年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

顧客関連資産 13年

ソフトウェア(自社利用) 1～5年

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

ロ 賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益認識基準に従って「ライセンスサービス」及び「その他サービス」に区分して記載しております。

イ ライセンスサービス

ライセンスサービスでは、当社グループ及び他社のライセンスサービスを提供しており、サービス区分においては、rakumoサービスのうち、rakumoサービスが該当し、その他サービスのうち、当社連結子会社が提供するライセンスサービスが該当します。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

ロ その他サービス

その他サービスは、主にWebサイトCMS「STARTRE CMS」によるWEB制作サービス、ライセンスサービスに関する導入支援等を中心とした「ソリューションサービス」と、ベトナムを拠点に受託開発及びラボ型のシステム開発等を行っている「ITオフショア開発サービス」から構成されており、これらサービスの提供を履行義務として識別しております。当社グループでは、当該サービスの作業開始日から顧客が検収を完了するまでの期間がごく短期の契約がほとんどであることから、検収完了日の一時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、当該期間がごく短期ではない契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(5) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、8～13年間の均等償却を行っております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクが負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

繰延資産の処理方法

- イ 社債発行費 社債償還までの期間である5年間にわたり均等償却しております。
- ロ 新株予約権発行費 3年間にわたり均等償却しております。

## (重要な会計上の見積り)

## 1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
ソフトウェア	62,287	156,218
ソフトウェア仮勘定	36,496	44,921

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 金額の算出方法

当社グループは、管理会計上の区分を最小の単位とし、グルーピングを行っており、減損の兆候がある資産又は資産グループについて、当該資産又は資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。なお、回収可能価額は使用価値により算定しており、営業活動から生じる将来キャッシュ・フローを一定の割引率で割り引いて算定しております。また、当連結会計年度においては、減損の兆候がないことから、ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定に係る減損損失は認識しておりません。

## 主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの見積りは取締役会により承認された事業計画を基礎としており、事業計画は各サービス又は各プロダクトのユーザー数、クライアント数、販売単価及び営業費用等の予測に基づいて作成しております。また、各サービス又は各プロダクトに関連する市場の需要見通し等を踏まえ、必要に応じて事業計画に対して一定のストレスを考慮しております。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響

減損の兆候の把握、減損損失の認識及び測定にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定に変更が生じた場合には、翌連結会計年度以降の連結財務諸表に影響を与える可能性があります。

## 2. のれん及び顧客関連資産の評価

## (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	253,530	1,637,888
顧客関連資産	185,070	168,977

## (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

## 金額の算出方法

取得原価は受け入れた資産及び引き受けた負債のうち、みなし取得日時時点で識別可能なものに対して時価を基礎として配分し、取得原価と取得原価の配分額との差額をのれんとして計上しております。また、株式会社アイヴィジョンについては、既存顧客との継続的な取引関係により生み出すことが期待される超過収益力の現在価値を顧客関連資産として認識しております。これらは、いずれもその効果の発現する期間にわたって、定額法により定期的に償却を行い、減損の兆候があると認められる場合には、割引前将来キャッシュ・フローの総額と帳簿価額を比較することによって、減損損失の認識の要否を判定することとしております。また、株式取得時に見込んだ超過収益力の毀損の有無を検討するために、取得時の事業計画と取得後の実績及び将来の事業計画の比較分析等による減損の兆候判定も行っております。なお、当連結会計年度においては、減損の兆候がないことから、のれん及び顧客関連資産に係る減損損失は認識しておりません。

## 主要な仮定

のれん及び顧客関連資産の算定の基礎となる事業計画に含まれる将来の売上高成長率及び営業利益率、顧客関係に係る将来キャッシュ・フローにおける既存顧客減少率及び顧客関連資産から発生する将来キャッシュ・フローの不確実性を考慮した割引率を主要な仮定としております。なお、将来の事業計画は取締役会が承認した事業計画をもとに作成しております。

## 翌連結会計年度の連結財務諸表に与える影響



(追加情報)

該当事項はありません。

(連結貸借対照表関係)

当社及び連結子会社(株式会社スタートレ)においては、運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行4行と当座貸越契約を締結しております。連結会計年度末における当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	40,000千円	1,810,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	40,000	1,810,000

(連結損益計算書関係)

1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
役員報酬及び給料手当	231,179千円	320,186千円
賞与及び賞与引当金繰入額	6,850	16,953
のれん償却額	36,519	96,811
支払手数料	73,323	125,269

3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
	15,836千円	5,892千円

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
その他有価証券評価差額金:		
当期発生額	356千円	444千円
組替調整額	-	-
法人税等及び税効果調整前	356	444
法人税等及び税効果額	109	133
その他有価証券評価差額金	247	310
為替換算調整勘定:		
当期発生額	7,213	3,993
その他の包括利益合計	7,460	4,304

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式 (注)1.	5,773,200	36,400	-	5,809,600
合計	5,773,200	36,400	-	5,809,600
自己株式				
普通株式 (注)2.	111	8	-	119
合計	111	8	-	119

(注)1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使に伴う増加34,500株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加1,900株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加8株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	892,800	-	-	892,800	6,919
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	539,900	-	-	539,900	(注)
合計			1,432,700	-	-	1,432,700	6,919

(注) 転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	配当の原資	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	34,856	利益剰余金	6	2024年12月31日	2025年3月26日

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
発行済株式				
普通株式（注）1.	5,809,600	19,900	-	5,829,500
合計	5,809,600	19,900	-	5,829,500
自己株式				
普通株式（注）2.	119	49	-	168
合計	119	49	-	168

（注）1. 普通株式の発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの行使に伴う増加14,000株、譲渡制限付株式報酬としての新株式の発行による増加5,900株であります。

2. 普通株式の自己株式の株式数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加49株であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数（株）				当連結会計年度末残高（千円）
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社	第8回新株予約権	普通株式	892,800	-	-	892,800	6,919
提出会社	第9回新株予約権	普通株式	-	139,000	-	139,000	11,936
提出会社	第1回無担保転換社債型新株予約権付社債	普通株式	539,900	-	-	539,900	（注）
合計			1,432,700	139,000	-	1,571,700	18,855

（注）転換社債型新株予約権付社債については、一括法によっております。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2025年3月25日 定時株主総会	普通株式	34,856	利益剰余金	6	2024年12月31日	2025年3月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

（決議）	株式の種類	配当金の総額（千円）	配当の原資	1株当たり配当額（円）	基準日	効力発生日
2026年3月26日 定時株主総会	普通株式	52,463	利益剰余金	9	2025年12月31日	2026年3月27日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
現金及び預金勘定	2,284,300千円	1,818,791千円
預入期間が3か月を超える定期預金等	51,052	51,051
現金及び現金同等物	2,233,248	1,767,739

2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

株式の取得により新たに株式会社スタートレを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社スタートレ株式の取得価額と株式会社スタートレ取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	114,652千円
固定資産	72,641
のれん	956,347
流動負債	49,939
固定負債	87,773
株式の取得価額	1,005,929
現金及び現金同等物	42,797
差引:取得のための支出	963,131

株式の取得により新たに株式会社エージェントシェアを連結したことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式会社エージェントシェア株式の取得価額と株式会社エージェントシェア取得のための支出(純額)との関係は次のとおりであります。

流動資産	157,506千円
固定資産	14,778
のれん	524,822
ソフトウェア	10,623
流動負債	72,118
固定負債	2,622
繰延税金負債	3,689
株式の取得価額	629,300
現金及び現金同等物	132,599
差引:取得のための支出	496,700

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については預金等安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行等金融機関からの借入及び事業提携先からの転換社債型新株予約権付社債等によっております。なお、デリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

現金及び預金は、海外で事業を展開していることから、一部外貨建て預金を保有しているため、為替の変動リスクに晒されております。

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。なお、Webサイト制作に関する契約は、当社と契約している信販会社による信用調査での承認を前提として信販会社が顧客に代わって当社グループに信販代金を支払い、信販会社の責任において当該信販代金を回収するため、当社グループでの代金未回収リスクは原則発生いたしません。

営業債務である買掛金及び未払法人税等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

また、一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

金融機関からの借入及び転換社債型新株予約権付社債の用途は、主として株式取得等を目的とした資金調達であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の債務不履行等に係るリスク）の管理

当社は与信管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。また、当社グループの主要サービスである「rakumoサービス」やグループ会社におけるライセンスサービスでは、主に自社及び他社のライセンスを提供しておりますが、事業の性格上、多くの契約先において、初回入金時に契約期間分を一括して売掛金及び契約負債として受領しており、リスクの低減を図っております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社グループは、一部外貨建ての預金及び営業債務を有しておりますが、取引規模が小さく残高も少額なため、ヘッジ取引等は行っておりません。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、適時に資金計画を作成・更新するとともに、一定の手許流動性の維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2024年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
敷金	25,668	24,213	1,454
資産計	25,668	24,213	1,454
転換社債型新株予約権付社債	500,000	500,000	-
負債計	500,000	500,000	-

- (1) 現金及び預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。
- (2) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資の連結貸借対照表計上額は、21,525千円であります。

当連結会計年度（2025年12月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価(千円)	差額(千円)
長期借入金(1)	716,245	714,872	1,372
転換社債型新株予約権付社債	500,000	500,000	-
負債計	1,216,245	1,214,872	1,372

- (1) 1年内返済予定の長期借入金を含めております。
- (2) 現金及び預金、売掛金、買掛金及び未払法人税等については、現金であること及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。また、連結貸借対照表計上額の重要性が乏しい科目についても、記載を省略しております。
- (3) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資の連結貸借対照表計上額は、24,546千円であります。

(注) 1. 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2024年12月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
敷金	-	1,749	23,918	-
合計	-	1,749	23,918	-

当連結会計年度（2025年12月31日）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(注) 2 . 金銭債務の連結決算日後の返済予定額  
前連結会計年度 (2024年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
転換社債型 新株予約権付社債	-	-	-	500,000	-	-
合計	-	-	-	500,000	-	-

当連結会計年度 (2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金	111,156	111,156	111,156	111,156	104,631	166,990
転換社債型 新株予約権付社債	-	-	500,000	-	-	-
合計	111,156	111,156	611,156	111,156	104,631	166,990

3 . 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度 (2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度 (2025年12月31日)

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
前連結会計年度(2024年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金	-	24,213	-	24,213
資産計	-	24,213	-	24,213
転換社債型新株予約権付社債	-	500,000	-	500,000
負債計	-	500,000	-	500,000

当連結会計年度(2025年12月31日)

区分	時価(千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	714,872	-	714,872
転換社債型新株予約権付社債	-	500,000	-	500,000
負債計	-	1,214,872	-	1,214,872

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

敷金

時価については、償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しており、その時価をレベル2の時価に分類しております。

長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっており、レベル2の時価に分類しております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて算定する方法によっており、レベル2の時価に分類しております。

転換社債型新株予約権付社債

転換社債型新株予約権付社債の時価については、元利金の合計額(利率ゼロ)を同様の社債発行を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(デリバティブ取引関係)

該当事項はありません。

(退職給付関係)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

(ストック・オプション)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	-	11,724

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分 及び人数	当社役員 2名 当社従業員 29名	当社従業員 11名 当社子会社役員 1名	当社従業員 22名 当社子会社従業員 2名	当社役員 3名 当社従業員 1名
株式の種類別のストック ・オプションの数 (注)	普通株式 230,000株	普通株式 115,500株	普通株式 63,500株	普通株式 139,000株
付与日	2017年10月24日	2019年3月31日	2019年11月16日	2025年3月25日
権利確定条件	「第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。			
対象勤務期間	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。	定めておりません。
権利行使期間	自2019年10月19日 至2027年10月18日	自2021年3月14日 至2029年3月13日	自2021年11月14日 至2029年11月13日	自2025年3月25日 至2030年3月24日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年6月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2025年12月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

ストック・オプションの数

	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利確定前 (株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	139,000
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	46,333
未確定残	-	-	-	92,667
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	80,200	11,100	28,800	-
権利確定	-	-	-	46,333
権利行使	12,000	-	2,000	-
失効	-	-	-	-
未行使残	68,200	11,100	26,800	46,333

(注) 2020年6月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

単価情報

	第4回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
権利行使価格(注) (円)	180	190	190	876
行使時平均株価 (円)	1,128	-	856	-
付与日における公正な評価単価 (円)	-	-	-	183

(注) 2020年6月1日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の価格に換算して記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

第4回、第6回及び第7回ストック・オプションの付与時点において、当社は株式を上場していないことから、ストック・オプションについて、公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。なお、当社株式の評価方法は、第4回ストック・オプションは直近の第三者間の取引価格、第6回及び第7回新株予約権はDCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)によっております。

当連結会計年度において付与された第9回ストック・オプションについての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

使用した評価技法                      ブラック・ショールズ式

主な基礎数値及び見積方法

	第9回ストック・オプション
株価変動性(注)1	39.8%
予想残存期間(注)2	2.5年
予想配当利回り(注)3	0.7%
無リスク利率(注)4	0.9%

(注)1. 当社普通株式のヒストリカルボラティリティを参考に決定しております。

2. 十分なデータの蓄積がなく、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

3. 2024年12月期の配当実績に基づいております。

4. 予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額(千円)	86,835
当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額(千円)	12,710

(譲渡制限付株式報酬)

1. 譲渡制限付株式報酬に係る費用計上額及び科目名

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
販売費及び一般管理費の報酬費用	899	4,663

2. 譲渡制限付株式報酬の内容、規模及びその変動状況

(1) 譲渡制限付株式報酬の内容

	2024年 譲渡制限付株式報酬	2025年 譲渡制限付株式報酬
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名 (社外取締役を除く)	当社取締役 3名 (社外取締役を除く)
株式の種類別の付与された株式数	普通株式 1,600株	普通株式 5,300株
付与日	2024年4月19日	2025年4月18日
譲渡制限期間	譲渡制限付株式の付与日より取締役の地位から退任する日までの期間	譲渡制限付株式の付与日より取締役の地位から退任する日までの期間
解除条件	譲渡制限期間の開始日から最初に到来する定時株主総会の終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。	譲渡制限期間の開始日から最初に到来する定時株主総会の終結の時までの期間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間が満了した時点をもって、譲渡制限を解除する。

(注) なお、当社の執行役員に対しても同日に譲渡制限付株式報酬を付与しており、一定期間の継続した勤務を権利確定条件としております。

(2) 譲渡制限付株式報酬の規模及びその変動状況

譲渡制限付株式報酬の数

当連結会計年度において権利未確定株式数が存在した譲渡制限付株式報酬を対象として記載しております。

	2024年 譲渡制限付株式報酬	2025年 譲渡制限付株式報酬
前連結会計年度末(株)	1,600	-
付与	-	5,300
没収	-	-
権利確定	-	-
未確定残(株)	1,600	5,300

単価情報

付与日における公正な評価単価 (円)	2024年	2025年
	1,332	825

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
貸倒引当金	- 千円	16,979千円
賞与引当金	368	2,352
未払事業税	5,602	6,826
減価償却超過額	15,180	8,036
研究開発費	6,956	6,091
資産除去債務	3,345	7,074
税務上の繰越欠損金(注)2	-	5,168
その他	3,588	3,660
繰延税金資産小計	35,041	56,189
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	3,713
評価性引当額小計(注)1	-	3,713
繰延税金資産合計	35,041	52,476
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,375	3,761
その他有価証券評価差額金	133	-
顧客関連資産	64,015	53,116
ソフトウェア	-	2,789
その他	-	3,639
繰延税金負債合計	65,524	63,307
繰延税金資産(負債)の純額	30,482	10,831

(注)1. 評価性引当額の主な変動内容

前連結会計年度(2024年12月31日)

重要な変動はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

評価性引当額が3,713千円増加しております。主な内容は、連結子会社である株式会社スタートレにおいて資産除去債務に係る評価性引当額を認識したことに伴うものであります。

(注)2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年12月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(1)	-	-	-	-	-	5,168	5,168
評価性引当額	-	-	-	-	-	-	-
繰延税金資産	-	-	-	-	-	5,168	5,168

(1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(2) 税務上の繰越欠損金5,168千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産を全額計上しております。これは、将来の課税所得の見込みにより、税務上の繰越欠損金の全額を回収可能と判断したためであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2024年12月31日)	当連結会計年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	30.62%
(調整)		
法人税額の特別控除額	0.59	1.82
株式報酬費用等の永久差異	0.03	0.92
評価性引当額の増減額	1.49	-
在外子会社との税率差異	0.03	0.18
国内子会社との税率差異	1.23	1.08
関係会社株式取得関連費用	-	1.07
のれん償却額	2.98	6.92
連結子会社吸収合併に伴う税率変更	-	1.62
その他	0.17	0.58
税効果会計適用後の法人税等の負担率	32.63	36.42

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する連結会計年度以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社スタートレ  
事業の内容 WebサイトCMS等の開発・販売等

(2) 企業結合を行った主な理由

独自のCMSで中小企業向けに高い実績と営業力を誇る同社を当社グループに加えることで、同領域でのサービスを拡大し、顧客基盤と当社グループ全体の営業力強化を目的としております。

(3) 企業結合日

2025年7月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社スタートレ

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年7月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	1,005百万円
取得原価		1,005百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 9百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

956百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

11年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

連結財務諸表「注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係） 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳」に注記しているため、記載を省略しております。

7. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(取得による企業結合)

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 株式会社エージェントシェア

事業の内容 人材に特化した各種ITサービスの提供

(2) 企業結合を行った主な理由

HR領域で高い実績を誇る同社を当社グループに加えることで、同領域におけるサービスの拡大、人材管理・採用支援ソリューションサービス「aloop」との高い相互シナジーの創出、収益基盤の強化等を目的としております。

(3) 企業結合日

2025年8月1日

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式の取得

(5) 結合後企業の名称

株式会社エージェントシェア

(6) 取得した議決権比率

100%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価とする株式取得により、当社が議決権の100%を獲得したためであります。

2. 連結財務諸表に含まれている被取得企業の業績の期間

2025年8月1日から2025年12月31日まで

3. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得の対価	現金及び預金	629百万円
取得原価		629百万円

4. 主要な取得関連費用の内容及び金額

アドバイザー費用等 5百万円

5. 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

(1) 発生したのれん

524百万円

(2) 発生原因

今後の事業展開により期待される将来の超過収益力であります。

(3) 償却方法及び償却期間

13年間にわたる均等償却

6. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

連結財務諸表「注記事項（連結キャッシュ・フロー計算書関係） 2. 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳」に注記しているため、記載を省略しております。

7. のれん以外の無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳並びに主要な種類別の償却方法及び償却期間

- (1) 無形固定資産に配分された金額及びその主要な種類別の内訳  
ソフトウェア 10百万円
- (2) 主要な種類別の償却方法及び償却期間  
ソフトウェア 5年間にわたる均等償却

8. 企業結合が当連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度における概算額の算定が困難であるため、記載しておりません。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- イ 当該資産除去債務の概要  
本社及び子会社事務所の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務であります。
- ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法  
使用見込期間を取得から2～15年と見積り、割引率は1.00%～1.03%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

八 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
期首残高	11,205千円	11,300千円
時の経過による調整額	52	65
連結子会社の取得に伴う増加額	-	10,492
その他増減額(は減少)	42	24
期末残高	11,300	21,833

## (収益認識関係)

## 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

サービス別	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
rakumoサービス		1,206,185		1,414,714
その他サービス		237,269		415,343
顧客との契約から生じる収益		1,443,455		1,830,057
外部顧客への売上高		1,443,455		1,830,057

(注) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報を「Saasサービス」「ソリューションサービス」「ITオプショ開発サービス」に区分しておりましたが、rakumoサービスの事業動向をより明瞭に表示するため、当連結会計年度より、「rakumoサービス」「その他サービス」の2つの区分に変更しております。この変更に伴い、前連結会計年度についての顧客との契約から生じる収益を分解した情報も変更後の区分で記載しております。

## 2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

## (1) 契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度		当連結会計年度	
	期首残高	期末残高	期首残高	期末残高
顧客との契約から生じた債権	49,899	51,104	51,104	168,746
契約負債	524,138	613,025	613,025	693,154

契約負債は主に、ライセンスサービスにおいて顧客から受領した前受収益であり、翌連結会計年度以降に充足する履行義務に対応するもので、収益の認識に伴い取り崩されます。

前連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、524,138千円であります。また、前連結会計年度において契約負債が88,886千円増加した主な理由は、ライセンスサービスにおいて翌期以降に認識する収益に関する前受収益が増加したことによるものであります。

当連結会計年度に認識された収益の額のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、613,025千円であります。また、当連結会計年度において顧客との契約から生じた債権が117,642千円増加した主な理由は、株式会社スタートレを連結の範囲に含めたことによるものであります。契約負債が80,128千円増加した主な理由は、ライセンスサービスにおいて翌期以降に認識する収益に関する前受収益が増加したことによるものであります。

## (2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に配分した取引価格に関する記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当社グループはITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク株式会社	244,197
株式会社電算システム	208,054
株式会社USEN Smart Works	136,272

(注) 当社グループは、ITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

「注記事項(収益認識関係)1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位:千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ソフトバンク株式会社	295,689
株式会社電算システム	259,727
株式会社USEN Smart Works	163,820

(注) 当社グループは、ITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、関連するセグメント名の記載を省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

当社グループは、ITビジネスソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(ア)連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(イ)連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

(ウ)連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

該当事項はありません。

## ( 1株当たり情報 )

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり純資産額	280円16銭	320円48銭
1株当たり当期純利益	43円76銭	46円81銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	38円77銭	42円2銭

(注) 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当連結会計年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	253,026	272,306
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	253,026	272,306
普通株式の期中平均株式数(株)	5,781,856	5,816,764
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
親会社株主に帰属する当期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	744,640	664,260
(うち転換社債型新株予約権付社債(株))	(539,900)	(539,900)
(うち新株予約権(株))	(204,740)	(124,360)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	第9回新株予約権 新株予約権の数926個 (普通株式92,667株)

## (重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率(%)	担保	償還期限
		年月日					年月日
rakumo株	第1回無担保転換社債型新株 予約権付社債 (注)1.2	2023.5.29	500,000 (-)	500,000 (-)	-	なし	2028.5.29
合計	-	-	500,000 (-)	500,000 (-)	-	-	-

(注)1.( )内書は、1年以内の償還予定額であります。

2. 転換社債型新株予約権付社債に関する記載は次のとおりであります。

銘柄	転換請求期間	転換価格 (円)	発行株式	資本組入額 (円/株)
第1回	2023.5.30~2028.5.25	926	普通株式	463

3. 連結決算日後5年間の償還予定額は以下のとおりであります。

1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
-	-	500,000	-	-

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	-	111,156	1.11%	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)	-	605,089	1.12%	2030年1月 ~2035年3月
合計	-	716,245	-	-

(注)1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年内における返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	111,156	111,156	111,156	104,631

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

	中間連結会計期間	当連結会計年度
売上高(千円)	802,972	1,830,057
税金等調整前中間(当期) 純利益(千円)	224,620	428,274
親会社株主に帰属する中間 (当期)純利益(千円)	146,141	272,306
1株当たり中間(当期) 純利益(円)	25.14	46.81

## 2【財務諸表等】

## (1)【財務諸表】

## 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>資産の部</b>		
流動資産		
現金及び預金	1,839,420	1,090,487
売掛金	46,974	52,049
仕掛品	411	312
貯蔵品	162	135
前払費用	40,818	38,833
関係会社短期貸付金	50,000	100,000
その他	3,234	6,505
流動資産合計	1,981,022	1,288,323
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備(純額)	13,665	11,903
工具、器具及び備品(純額)	4,544	4,010
有形固定資産合計	18,210	15,914
無形固定資産		
ソフトウェア	55,654	118,503
ソフトウェア仮勘定	30,682	40,923
無形固定資産合計	86,337	159,426
投資その他の資産		
投資有価証券	21,525	24,546
関係会社株式	563,800	2,214,013
長期前払費用	578	239
繰延税金資産	31,171	26,254
敷金	23,918	23,918
投資その他の資産合計	640,993	2,288,973
固定資産合計	745,541	2,464,314
繰延資産		
社債発行費	5,147	3,603
新株予約権発行費	3,127	2,227
繰延資産合計	8,274	5,830
資産合計	2,734,838	3,758,468

(単位：千円)

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
<b>負債の部</b>		
流動負債		
買掛金	1 51,207	1 63,681
1年内返済予定の長期借入金	-	100,008
未払金	19,603	20,328
未払費用	9,036	11,939
未払法人税等	69,652	74,813
預り金	4,866	6,041
契約負債	546,188	610,026
賞与引当金	-	6,531
その他	23,036	29,369
流動負債合計	723,591	922,738
固定負債		
転換社債型新株予約権付社債	500,000	500,000
長期借入金	-	549,988
資産除去債務	8,792	8,818
その他	7,313	5,106
固定負債合計	516,105	1,063,913
負債合計	1,239,697	1,986,652
純資産の部		
株主資本		
資本金	396,884	400,629
資本剰余金		
資本準備金	327,734	331,479
その他資本剰余金	30,000	30,000
資本剰余金合計	357,734	361,479
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	733,479	991,089
利益剰余金合計	733,479	991,089
自己株式	178	229
株主資本合計	1,487,920	1,752,969
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	302	8
評価・換算差額等合計	302	8
新株予約権	6,919	18,855
純資産合計	1,495,141	1,771,816
負債純資産合計	2,734,838	3,758,468

## 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
売上高	1,230,532	1,428,164
売上原価	480,654	497,262
売上総利益	749,878	930,901
販売費及び一般管理費	1,420,247	1,515,292
営業利益	329,630	415,609
営業外収益		
受取利息	2,1664	2,4490
業務受託料	2,3000	2,4525
その他	57	73
営業外収益合計	4,722	9,088
営業外費用		
支払利息	109	3,772
投資事業組合運用損	1,376	1,428
社債発行費償却	1,544	1,544
新株予約権発行費償却	2,345	2,901
為替差損	271	-
その他	360	0
営業外費用合計	6,008	9,646
経常利益	328,344	415,051
税引前当期純利益	328,344	415,051
法人税、住民税及び事業税	101,295	117,534
法人税等調整額	5,827	5,050
法人税等合計	95,467	122,584
当期純利益	232,876	292,467

## 【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)		当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)	
		金額(千円)	構成比 (%)	金額(千円)	構成比 (%)
労務費	1	180,038	33.7	193,898	32.4
経費		354,867	66.3	405,352	67.6
当期総製造費用		534,905	100.0	599,250	100.0
期首仕掛品棚卸高		329		411	
合計		535,235		599,662	
期末仕掛品棚卸高		411		312	
他勘定振替高	2	54,169		102,086	
売上原価		480,654		497,262	

## 原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) 1. 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
制作費(千円)	224,831	295,180
プラットフォーム利用料(千円)	45,737	42,991
減価償却費(千円)	46,149	26,070

2. 他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
ソフトウェア仮勘定(千円)	48,755	96,194
研究開発費(千円)	5,414	5,892
合計(千円)	54,169	102,086

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	392,469	323,319	30,000	353,319	500,602	500,602	169	1,246,222	
当期変動額									
新株の発行	4,414	4,414		4,414				8,829	
当期純利益					232,876	232,876		232,876	
自己株式の取得							8	8	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	4,414	4,414	-	4,414	232,876	232,876	8	241,697	
当期末残高	396,884	327,734	30,000	357,734	733,479	733,479	178	1,487,920	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	54	54	6,919	1,253,196
当期変動額				
新株の発行				8,829
当期純利益				232,876
自己株式の取得				8
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	247	247		247
当期変動額合計	247	247	-	241,944
当期末残高	302	302	6,919	1,495,141

当事業年度（自 2025年1月1日 至 2025年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本							自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計			
当期首残高	396,884	327,734	30,000	357,734	733,479	733,479	178	1,487,920	
当期変動額									
新株の発行	3,745	3,745		3,745				7,490	
剰余金の配当					34,856	34,856		34,856	
当期純利益					292,467	292,467		292,467	
自己株式の取得							50	50	
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）									
当期変動額合計	3,745	3,745	-	3,745	257,610	257,610	50	265,049	
当期末残高	400,629	331,479	30,000	361,479	991,089	991,089	229	1,752,969	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	302	302	6,919	1,495,141
当期変動額				
新株の発行				7,490
剰余金の配当				34,856
当期純利益				292,467
自己株式の取得				50
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	310	11,936	11,625
当期変動額合計	310	310	11,936	276,674
当期末残高	8	8	18,855	1,771,816

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物附属設備 15年

工具、器具及び備品 4～10年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上することとしております。

なお、当事業年度においては金額的に重要性がないため、貸倒引当金を計上しておりません。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支払に備えるため、将来の支給見込額のうち、当期の負担額を計上しております。

5. 繰延資産の処理方法

(1) 社債発行費

社債償還までの期間である5年間にわたり均等償却しております。

(2) 新株予約権発行費

3年間にわたり均等償却しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要なサービスにおける主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。なお、収益認識基準に従って「ライセンスサービス」及び「その他サービス」に区分して記載しております。

(1) ライセンスサービス

ライセンスサービスでは、当社及び他社のライセンスサービスを提供しております。一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識しております。

(2) その他サービス

その他サービスは、ライセンスサービスに関する導入支援等を中心とした「ソリューションサービス」と、ベトナムを拠点に受託開発及びラボ型のシステム開発等を行っている「ITオフショア開発サービス」から構成されており、これらサービスの提供を履行義務として識別しております。当社では、当該サービスの作業開始日から顧客が検収を完了するまでの期間がごく短期の契約がほとんどであることから、検収完了日の一時点で履行義務が充足されたと判断し、収益を認識しております。ただし、当該期間がごく短期ではない契約については、履行義務を充足するにつれて、一定の期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
ソフトウェア	55,654	118,503
ソフトウェア仮勘定	30,682	40,923

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

連結財務諸表「注記事項(重要な会計上の見積り)1. ソフトウェア及びソフトウェア仮勘定の評価」の内容と同一であります。

2. 関係会社株式の評価

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前事業年度	当事業年度
関係会社株式	563,800	2,214,013

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

金額の算出方法

関係会社株式は市場価格のない株式であり、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときには、その回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行います。関係会社株式の実質価額は、当該会社の純資産額に超過収益力を反映した金額で評価しており、超過収益力は将来の事業計画に基づき評価しております。

当事業年度においては、取得時における事業計画と実績の比較分析や来期予算を含む将来事業計画の検討により、超過収益力が毀損していることを示す事象は識別されず、実質価額の著しい低下は無いと判断して、当該会社の関係会社株式について評価損を計上しておりません。

主要な仮定

関係会社株式の評価における主要な仮定は、回復可能性を判断した将来の事業計画における売上高及び営業利益であります。なお、将来の事業計画は取締役会が承認した事業計画をもとに作成しており、各サービス又は各プロダクトのユーザー数、クライアント数、販売単価及び営業費用等の予測に基づいております。

翌会計年度の財務諸表に与える影響

関係会社株式の評価にあたっては慎重に検討しておりますが、事業計画や市場環境の変化により、その見積額の前提とした条件や仮定の変更、関係会社株式の実質価額を著しく低下させる事象が生じた場合には、翌事業年度以降の財務諸表に影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

重要性が乏しいため、記載は省略しております。

(表示方法の変更)

該当事項はありません。

(会計上の見積りの変更)

(耐用年数の変更)

当社が保有するソフトウェアについて、従来、耐用年数を3年として減価償却を行っていましたが、中期経営計画を策定したことを契機として、過去実績と将来計画からソフトウェアの収益性を再検討した結果、当事業年度から、耐用年数を5年に見直し、将来にわたって変更しております。

これにより、従来の方法と比べて、当事業年度の減価償却費は24,603千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ同額増加しております。

(追加情報)

該当事項はありません。

(貸借対照表関係)

1 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
流動負債		
買掛金	6,979千円	6,364千円

2 運転資金の効率的な調達を行うため、取引銀行2行と当座貸越契約を締結しております。事業年度末における当座貸越契約に基づく借入未実行残高は次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
当座貸越極度額の総額	40,000千円	1,700,000千円
借入実行残高	-	-
差引額	40,000	1,700,000

(損益計算書関係)

1 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度13%、当事業年度12%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度87%、当事業年度88%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
減価償却費	1,031千円	1,204千円
役員報酬及び給料手当	180,724	208,039
賞与及び賞与引当金繰入額	3,252	11,860
支払手数料	63,183	86,587

2 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)	当事業年度 (自 2025年1月1日 至 2025年12月31日)
関係会社からの受取利息	900千円	1,807千円
関係会社からの業務受託料	3,000	4,525

(有価証券関係)

前事業年度(2024年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	563,800

当事業年度(2025年12月31日)

市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (千円)
子会社株式	2,214,013

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	91千円	2,352千円
未払事業税	4,179	4,925
減価償却超過額	15,165	8,036
研究開発費	6,956	6,091
資産除去債務	2,692	2,779
その他	3,587	3,260
繰延税金資産合計	32,674	27,443
繰延税金負債		
資産除去債務に対応する除去費用	1,369	1,189
その他有価証券評価差額金	133	-
繰延税金負債合計	1,503	1,189
繰延税金資産(負債)の純額	31,171	26,254

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年12月31日)	当事業年度 (2025年12月31日)
法定実効税率	30.62%	法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。
(調整)		
法人税額の特別控除額	0.68	
評価性引当額の増減額	1.71	
その他	0.84	
税効果会計適用後の法人税等の負担率	29.08	

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以後開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、2027年1月1日に開始する事業年度以後に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を30.62%から31.52%に変更して計算しております。なお、この税率変更による影響は軽微であります。

(企業結合等関係)

(取得による企業結合)

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しておりません。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略してあります。

(重要な後発事象)

(連結子会社の吸収合併)

当社は、2025年11月21日開催の取締役会において、2026年1月1日を効力発生日として、当社の完全子会社である株式会社アイヴィジョン(以下「アイヴィジョン」という)を吸収合併することを決議するとともに、同日付で合併契約を締結いたしました。

1. 取引の概要

(1) 被結合企業の名称及び事業の内容

被結合企業の名称	アイヴィジョン
事業の内容	IR動画配信システムの開発・販売

(2) 企業結合日

2026年1月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、アイヴィジョンを消滅会社とする吸収合併方式

(4) 結合後の企業の名称

rakumo株式会社

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源の集約により、グループにおける事業運営の効率化及びガバナンスの強化を図ることを目的としております。

2. 実施する会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」に基づき、共通支配下の取引として処理する予定であります。本合併により、翌事業年度において抱合せ株式消滅差益を30,725千円計上する予定であります。

【附属明細表】

【有価証券明細表】

財務諸表等規則第121条第1項第1号に定める有価証券明細表については、同条第3項により、記載を省略しております。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価 償却累計額 又は償却累 計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末 残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	26,296	-	-	26,296	14,392	1,761	11,903
工具、器具及び備品	11,756	1,874	-	13,631	9,620	2,408	4,010
有形固定資産計	38,053	1,874	-	39,927	24,013	4,170	15,914
無形固定資産							
ソフトウェア	572,842	85,953	-	658,795	540,291	23,104	118,503
ソフトウェア仮勘定	30,682	96,194	85,953	40,923	-	-	40,923
商標権	226	-	-	226	226	-	-
無形固定資産計	603,751	182,147	85,953	699,945	540,518	23,104	159,426
長期前払費用	578	330	668	239	-	-	239
繰延資産							
社債発行費	7,720	-	-	7,720	4,117	1,544	3,603
新株予約権発行費	7,037	2,002	-	9,039	6,811	2,901	2,227
繰延資産計	14,758	2,002	-	16,760	10,929	4,446	5,830

(注) 1. 当期増加額及び当期減少額のうち主なものは次のとおりです。

ソフトウェアの増加額	自社利用ソフトウェアの開発	85,953千円
ソフトウェア仮勘定の増加額	自社利用ソフトウェアの開発	96,194千円
ソフトウェア仮勘定の減少額	ソフトウェアへの振替	85,953千円

2. 長期前払費用は、費用の期間配分に係るものであり、減価償却とは性格が異なるため、「当期末減価償却累計額又は償却累計額」及び「当期償却額」には含めておりません。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
賞与引当金	-	6,531	-	-	6,531

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年1月1日から12月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内
基準日	毎年12月31日
剰余金の配当の基準日	毎年6月30日 毎年12月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	-
買取手数料	無料
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行います。 公告掲載URL <a href="https://rakumo.com/pn">https://rakumo.com/pn</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。

(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

## 第7【提出会社の参考情報】

### 1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

### 2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度（第21期）（自 2024年1月1日 至 2024年12月31日）2025年3月26日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

2025年3月26日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

（第22期中）（自 2025年1月1日 至 2025年6月30日）2025年8月8日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

2025年2月14日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2（新株予約権の発行）に基づく臨時報告書であります。

2025年3月26日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2（株主総会における議決権行使の結果）に基づく臨時報告書であります。

2025年6月30日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月1日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の4（財務上の特約が付された金銭消費貸借契約の締結）に基づく臨時報告書であります。

2025年7月22日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第8号の2（子会社取得の決定）に基づく臨時報告書であります。

2025年11月21日関東財務局長に提出。

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第7号の3（吸収合併の決定）に基づく臨時報告書であります。

## 第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2026年3月27日

r a k u m o株式会社  
取締役会 御中

和泉監査法人  
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石田 真也  
業務執行社員

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているr a k u m o株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、r a k u m o株式会社及び連結子会社の2025年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

rakumoサービス売上高の正確性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>rakumo株式会社の当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている売上高1,830,057千円のうち、rakumoサービスに係る売上高は、注記事項（収益認識関係）に記載のとおり、1,414,714千円であり、連結売上高の77%を占めており、rakumoサービスは会社の主たる事業であり、当該売上高は財務諸表利用者が着目する重要な数値である。</p> <p>売上高は、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で認識される。rakumoサービスは、主に企業向けグループウェア製品「rakumo」及び他社のライセンスサービスを提供している。注記事項「（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項）3.会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載されているとおり、一定の期間にわたり充足される履行義務であり、顧客がサービス提供期間にわたって便益を享受するため、当該期間にわたって履行義務が充足されたと判断し、期間に応じて一定額の収益を認識している。</p> <p>rakumoサービスの個々の取引金額は少額であるが、多くの顧客に対して提供され、処理件数が多数となることから、売上高計上処理の基礎となる販売管理システムに入力すべき取引データの集計や登録を誤った場合には、顧客との取引金額とは異なる不正確な額で売上高が計上される可能性がある。</p> <p>以上から、当監査法人は、rakumoサービスに係る売上高の正確性が、当連結会計年度の連結財務諸表監査において特に重要であり、「監査上の主要な検討事項」に該当すると判断した。</p>	<p>当監査法人は、rakumoサービスに係る売上高の正確性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。なお、rakumoサービスの売上高に関連するIT全般統制、自動化された内部統制の評価範囲の決定及び評価の実施に当たっては、ITの専門家を利用した。</p> <p>（1）内部統制の評価</p> <p>rakumoサービスに係る売上高の計上プロセスの内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。評価に当たっては、特に以下に焦点を当てた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営管理部担当者が、各案件の取引データが各証憑に基づいて基幹システムに正確に登録されていることを確認する業務処理統制</li> <li>・販売管理システムのプログラム変更やアクセス制限、システムの保守、運用等のIT全般統制</li> <li>・販売管理システムに登録された契約額及び契約期間に応じた売上高の自動仕訳を生成するIT業務処理統制</li> </ul> <p>（2）売上高の正確性に係る実証手続</p> <p>rakumoサービスに係る売上高の正確性を確認するため、主に以下の手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・売上高の契約社数及び1社当たり売上の分析、得意先別増減分析を実施するとともに、著しい変動がある場合には経営管理部担当者への質問を実施し、変動要因の合理性を評価した。</li> <li>・当連結会計年度に計上された売上高から一定の基準により取引を抽出し、発注書、販売管理システム上の管理画面、請求書及び入金証憑等の根拠証憑と売上高計上額が整合していることを確認した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、r a k u m o株式会社の2025年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、r a k u m o株式会社が2025年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等 (3)【監査の状況】に記載されている。

## 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2026年3月27日

r a k u m o株式会社  
取締役会 御中

和泉監査法人  
東京都新宿区

代表社員 公認会計士 飯田 博士  
業務執行社員

代表社員 公認会計士 石田 真也  
業務執行社員

### <財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているr a k u m o株式会社の2025年1月1日から2025年12月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、r a k u m o株式会社の2025年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年11月21日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社アイヴィジョンを吸収合併することを決議し、2026年1月1日付で吸収合併している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### r a k u m oサービス売上高の正確性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（r a k u m oサービス売上高の正確性）と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 報酬関連情報 >

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。